

# 保育実習ガイドライン(第3版)

## (施設実習編)

全国保育士養成協議会北海道ブロック協議会 編

2018年以降, 本学ではこのガイドラインによる指導を基本とし, 学生の実態に即した指導を実施しております



**拓殖大学北海道短期大学**

Takushoku University Hokkaido College

〒074-8585 北海道深川市メム 4558

TEL.0164-23-4111 FAX.0164-23-4411

# 目 次

- 第1章 施設実習の目的と意義
- 第2章 保育実習（施設実習）の概要
  - 1 保育士養成カリキュラム — 実習の位置づけ —
  - 2 保育実習の実施基準
  - 3 実習施設の選定
  - 4 保育実習の概念図
- 第3章 保育実習実施計画
  - 1 保育実習の教科目の内容と実施時期
  - 2 保育実習の評価
  - 3 保育実習履修費
  - 4 保育実習の担当教員・職員
- 第4章 施設実習内容
  - 第1節 社会的養護施設の実習内容
    - 1 社会的養護施設の種類
    - 2 社会的養護施設での実習の特徴
    - 3 実習のポイント
    - 4 児童養護施設実習の一日の流れ
  - 第2節 障害児（者）関係施設の実習内容
    - 1 障害児関係施設の種類
    - 2 障害者関係施設の種類
    - 3 障害児（者）関係施設での実習の特徴
    - 4 実習のポイント
    - 5 障害児（者）関係施設実習の一日の流れ
- 第5章 実習記録
  - 1 実習記録の意義
  - 2 実習日誌の書き方
- 第6章 実習生の注意・心得
  - 1 施設実習の注意
  - 2 実習生の心得
- 第7章 施設実習終了後の整理
  - 1 実習報告会
  - 2 実習反省会と個別相談
  - 3 実習発表会（後輩への指導）
  - 4 お礼状の送付
- |     |
|-----|
| 補 遺 |
|-----|

  - 1 実習施設からの要望
  - 2 後輩への実習アドバイス
  - 3 施設実習評価表
  - 4 施設実習日誌
  - 5 全国保育士会倫理綱領

## 第1章 施設実習の目的と意義

保育実習（保育所実習ならびに施設実習）は、保育士養成において重要な役割を担っている。保育実習の目的は、大学で学んでいる子ども観や保育観、講義等で習得した知識・技術・技能を実習という体験を通して、はじめて具体的に総合的に学生自身の身につけ、これから更に学ばなければならない理論や身につけなければならない技能を実習現場の指導によって深く学びとることである。保育実習は保育士として必要な資質・能力・技術の習得を目的としている。

更に、保育実習では専門的知識・技術・技能よりも根本的なもの、子どもへの愛情、その深さ広さの重要性を学び、実習生自身の人生観やパーソナリティ、自己の資質、能力の限界など真剣に自己を見直す絶好の機会にもなるものである。また、実習施設には、それぞれの理想と特色、独自の運営・管理の特徴があるが、その実態の理解、実習の場で感じた新鮮な驚き、現場で抱える福祉問題などが、再び学校に持ち帰られ、新たな学習や研究の意欲を呼びおこす機会となる。

実習の意義は以下のようにまとめることができる。

- (1) 実習という現場体験をすることによって、現実の「福祉」の意味を知ることができる。
- (2) 実習を通して、学内で習得した専門的知識・技術・技能を追体験できる。
- (3) 実習を通して、学ばなければならない理論、身につけなければならない技術を理解することができる。
- (4) 実習は自己の資質や能力を見直す機会となる。

## 第2章 保育実習（施設実習）の概要

### 1. 保育士養成カリキュラム —実習の位置づけ—

保育士養成校における保育士の養成は、専門職業教育に重点を置いた目的的教育である。学生は卒業後の極めて早い時期から保育・福祉の実践に携わり、対人援助の活動を実践することになる。しかもこれを支障きたさずに遂行しなければならない立場となる。

これらは理論を学ぶとともに、その知識・技術・技能を駆使することができるような豊富な実習等の体験学習をとおして獲得されていくものである。そのため、カリキュラムの中での実習科目は保育士養成教育の中核となる科目といえることができる。

カリキュラム全体は基礎科目、専門科目、実習科目により構成されているが、これを専門職業教育という観点から図式化するとおよそ次のようなものとなる。



このように学生は基礎教養科目、各種の専門科目を学習し、その知識・技術・技能を駆使する学習の場として実習に臨むのである。資格取得上は、実習科目も他の教科科目と同様に必修科目の一つではあるが、その性格上から他の科目と同列に並ぶものではない。このことは多くの養成校において「保育実習」の履修に関する規定を設けていることから理解できよう。実習科目の履修は、対人援助の実践活動をその現場の中で学習するものであり、専門職業人としての基礎を学ぶ中心的な科目であるといえることができる。

### 2. 保育実習の実施基準

保育実習の実施基準は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通知された「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成27年3月31日）」の中の「保育実習実施基準」において次のように定められている。

#### （1）保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

#### （2）履修の方法

保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別 (第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設におけるおおむねの 実習日数	
保育実習Ⅰ (必修科目)	4単位	20日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2単位	10日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2単位	10日	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

- (A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
- (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）

備考2 保育実習（必修科目）4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び（A）に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

備考3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第4節に規定する小規模保育事業C型において、家庭的保育者又は補助者として、20日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあっては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ（必修科目）のうち保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位、保育実習Ⅱ（選択必修科目）及び保育実習指導Ⅱ（選択必修科目）を履修したものとするができる。

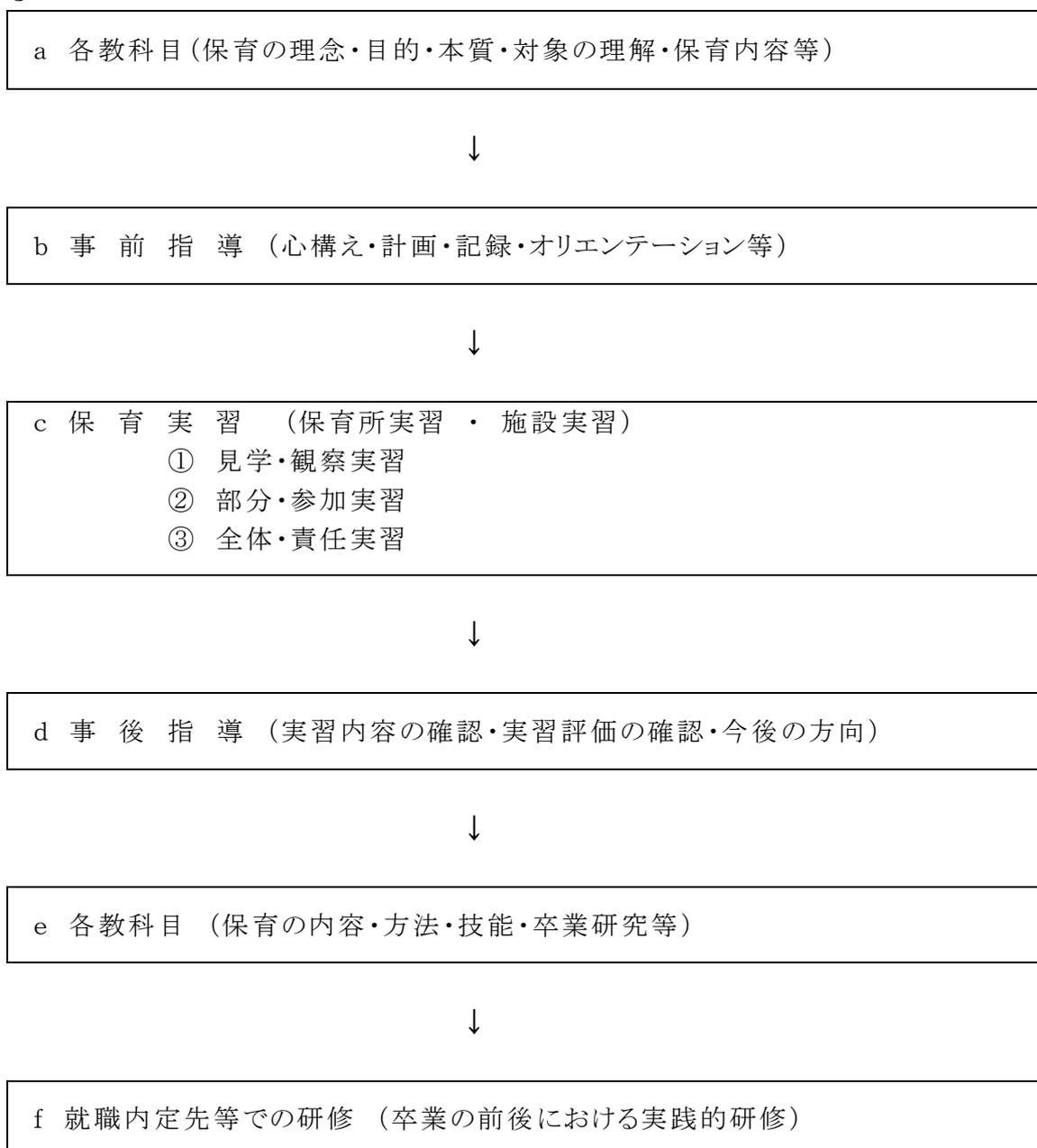
### 3. 実習施設の選定

(1) 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定にあたっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めること。

特に、保育所選定に当っては乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。

### 4. 保育実習の概念図

保育士養成の教育課程の上で、保育実習全体を図式的に捉えるとおよそ次の図のようになる



## 第3章 保育実習実施計画

### 1. 保育実習の教科目の内容と実施時期

保育士資格の取得に必要な実習の単位は、保育実習6単位、保育実習指導3単位である。保育実習の科目は保育実習Ⅰ（必修4単位：保育所実習2単位・施設実習2単位）、保育実習Ⅱ（選択必修2単位：保育所実習）または保育実習Ⅲ（選択必修2単位：保育所以外の施設実習）の計6単位である。保育実習指導の科目は保育実習指導Ⅰ（必修2単位）、保育実習指導Ⅱ又はⅢ（選択必修1単位）の計3単位である。将来、保育所就職を進路とする学生は保育所実習Ⅱを、保育所以外の児童福祉施設就職を進路とする学生は保育実習Ⅲ（保育所以外の施設実習）を履修することが望ましい。

保育実習（必修科目）として定められた各種実習の実施時期は以下のとおりである。

- ・保育実習Ⅰ（保育所実習）（必修2単位） . . . . . ○年後期
- ・保育実習Ⅰ（施設実習）（必修2単位） . . . . . ○年後期
- ・保育実習Ⅱ（保育所実習）（選択必修2単位） . . . . . ○年後期
- ・保育実習Ⅲ（保育所以外の施設実習）（選択必修2単位） . . . . . ○年後期

#### （1）保育実習指導Ⅰ（必修2単位）

保育実習Ⅰを円滑に進めていくための知識・技術を習得し、学習内容・課題を明確化するとともに、実習体験を深化させるために行う。指導内容は下記のように定められている。

- ① 保育実習の意義
  - ア 実習の目的
  - イ 実習の概要
- ② 実習の内容と課題の明確化
  - ア 実習の内容
  - イ 実習の課題
- ③ 実習に際しての留意事項
  - ア 子どもの人権と最善の利益の考慮
  - イ プライバシーの保護と守秘義務
  - ウ 実習生としての心構え
- ④ 実習の計画と記録
  - ア 実習における計画と実践
  - イ 実習における観察、記録及び評価
- ⑤ 事後指導における実習の総括と課題の明確化
  - ア 実習の総括と自己評価
  - イ 課題の明確化

#### （2）保育実習Ⅰ（保育所実習）（必修2単位）

保育実習Ⅰ（保育所実習）は教科として学んだ知識・技術を基礎とし、保育所の生活に参加することを通して、保育所の機能と運営、保育士の職務について学ぶことを目的とする。実習内容は下記のように定められている。

- ① 保育所の役割と機能

- ア 保育所の生活と一日の流れ
- イ 保育所保育指針の理解と保育の展開
- ② 子ども理解
  - ア 子どもの観察とその記録による理解
  - イ 子どもの発達過程の理解
  - ウ 子どもへの援助やかかわり
- ③ 保育内容・保育環境
  - ア 保育の計画に基づく保育内容
  - イ 子どもの発達過程に応じた保育内容
  - ウ 子どもの生活や遊びと保育環境
  - エ 子どもの健康と安全
- ④ 保育の計画、観察、記録
  - ア 保育課程と指導計画の理解と活用
  - イ 記録に基づく省察・自己評価
- ⑤ 専門職としての保育士の役割と職業倫理
  - ア 保育士の業務内容
  - イ 職員間の役割分担や連携
  - ウ 保育士の役割と職業倫理

### (3) 保育実習 I (施設実習) (必修 2 単位)

保育士養成において施設実習は「大学で学んだ知識・技術・技能等を実習という体験を通して、はじめて具体的に総合的に学生自身が習得し、さらに学ばなければならない理論や身につけなければならない技術を現場の指導から深く理解し、実習の場で得た新鮮な驚きや問題意識等が大学にもちかえられ、新たなる学習や研究の意欲を呼び起こす機会となる」と位置づけられている。福祉施設に参加実習することによって入所(利用)児童・者の生活、施設の運営・活動、保育士の職務内容・役割、福祉施設の目的・機能等を体験的に学習する。実習内容は下記のように定められている。

- ① 施設の役割と機能
  - ア 施設の生活と一日の流れ
  - イ 施設の役割と機能
- ② 子ども理解
  - ア 子どもの観察とその記録
  - イ 個々の状態に応じた援助や関わり
- ③ 養護内容・生活環境
  - ア 計画に基づく活動や援助
  - イ 子どもの心身の状態に応じた援助
  - ウ 子どもの活動と生活の環境
  - エ 健康管理、安全対策の理解
- ④ 記録と計画
  - ア 支援計画の理解と活用
  - イ 記録に基づく省察・自己評価
- ⑤ 専門職としての保育士の役割と倫理
  - ア 保育士の業務内容

- イ 職員間の役割分担や連携
- ウ 保育士の役割と職業倫理

(4) 保育実習指導Ⅱ又はⅢ（選択必修1単位）

保育実習Ⅱ又はⅢを円滑に進めていくための知識・技術を習得し、学習内容・課題を明確化するとともに、実習体験を深化させるために行う。指導内容は下記のように定められている。

- ① 保育実習による総合的な学び
  - ア 子どもの最善の利益を考慮した保育の具体的理解
  - イ 子どもの保育と保護者支援
- ② 保育実践力の育成
  - ア 子どもの状態に応じた適切なかかわり
  - イ 保育の表現技術を生かした保育実践
- ③ 計画と観察、記録、自己評価
  - ア 保育の全体計画に基づく具体的な計画と実践
  - イ 保育の観察、記録、自己評価に基づく保育の改善
- ④ 保育士の専門性と職業倫理
- ⑤ 事後指導における実習の総括と評価
  - ア 実習の総括と自己評価
  - イ 課題の明確化

(5) 保育実習Ⅱ（保育所実習）（選択必修2単位）

保育実習Ⅰ（保育所実習）をふまえ、地域社会や家庭における子どもの生活を総合的に理解することによって、現代社会における保育所の役割とそこで働く保育士に期待されている職務について学ぶことを目的とする。実習内容は下記のように定められている。

- ① 保育所の役割や機能の具体的展開
  - ア 養護と教育が一体となって行われる保育
  - イ 保育所の社会的役割と責任
- ② 観察に基づく保育理解
  - ア 子どもの心身の状態や活動の観察
  - イ 保育等の動きや実践の観察
  - ウ 保育所の生活の流れや展開の把握
- ③ 子どもの保育及び保護者・家庭への支援と地域社会等との連携
  - ア 環境を通して行う保育、生活や遊びを通して総合的に行う保育の理解
  - イ 入所している子どもの保護者支援及び地域の子育て家庭への支援
  - ウ 地域社会との連携
- ④ 指導計画の作成、実践、観察、記録、評価
  - ア 保育課程に基づく指導計画の作成・実践・省察・評価と保育の過程の理解
  - イ 作成した指導計画に基づく保育実践と評価
- ⑤ 保育士の業務と職業倫理
  - ア 多様な保育の展開と保育士の業務
  - イ 多様な保育の展開と保育士の職業倫理

## ウ 自己の課題の明確化

### (6) 保育実習Ⅲ（保育所以外の施設実習）（選択必修2単位）

保育実習Ⅰ（施設実習）をふまえ、施設養護にたずさわる保育士としてさらに高いレベルの養護技術と知識を習得することを目的とする。実習内容は下記のように定められている。

- ① 児童福祉施設等(保育所以外)の役割と機能
- ② 施設における支援の実際
  - ア 受容し、共感する態度
  - イ 個人差や生活環境に伴う子どものニーズの把握と子ども理解
  - ウ 個別支援計画の作成と実践
  - エ 子どもの家族への支援と対応
  - オ 多様な専門職との連携
  - カ 地域社会との連携
- ③ 保育士の多様な業務と職業倫理
- ④ 保育士としての自己課題の明確化

## 2. 保育実習の評価

保育実習担当教員が、実習日誌、実習の自己評価レポート、施設指導者の評価により総合的に評価する。

3及び4については、2017年の実施状況に基づく記述のため変更となる場合がある

## 3. 保育実習履修費

保育実習履修費については、養成校により学納金に含む場合、実習費として別途徴収する場合等、徴収の仕方が異なっているが、実習生は養成校の徴収方法に従って納入しなければならない。また、各実習施設に対する実習謝礼金については、養成校から実習施設に支払われるので実習生個人が謝礼することはない。ただし、実習期間中の食費、実習施設への往復交通費、実習施設の要求する諸費用は個々の実習生の自己負担である。

- |                                   |          |         |
|-----------------------------------|----------|---------|
| (1) 保育実習Ⅰ（必修：保育所）                 | ・・・・・・・・ | 10,000円 |
| (2) 保育実習Ⅰ（必修：施設実習）                | ・・・・・・・・ | 10,000円 |
| (3) 保育実習Ⅱ又はⅢ（選択必修：保育所または保育所以外の施設） | ・・・・・・・・ | 10,000円 |

（その他、実習中の食費、施設への往復の交通費、施設の要求する諸費用は、実習生の自己負担である。）

## 4. 保育実習担当教員・職員

施設実習を円滑に進めるために、以下の担当者か決められているので確認しておくこと。

- |                 |          |          |
|-----------------|----------|----------|
| (1) 保育所実習担当     | ・・・・・・・・ | 山田 克己    |
| (2) 施設実習担当      | ・・・・・・・・ | 萬 司      |
| (3) 実習全般の調整連絡事務 | ・・・・・・・・ | 山田 克己    |
| (4) 実習施設巡回指導    | ・・・・・・・・ | 保育学科専任教員 |

## 第4章 施設実習内容

### 第1節 社会的養護施設の実習内容

#### 1. 社会的養護施設の種類

社会的養護施設には児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設がある。

児童養護施設は道内に23カ所、全国には602カ所あり、社会的養護施設の中では最も多い種別である。乳児院は道内2カ所、全国には134カ所、母子生活支援施設は道内10カ所、全国243カ所、児童自立支援施設は道内3カ所、全国58カ所、児童心理治療施設は道内2カ所、全国45カ所となっている。

(児童養護施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設数は平成27年10月現在)

(乳児院、児童心理治療施設数は平成28年4月現在)

#### (1) 児童養護施設

##### ① 法的な位置づけ

児童福祉法第41条「児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」

(参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第41条～第47条)

##### ② 施設の現状

女性の社会進出や少子化問題に対応するため、社会全体で子どもを見守り育てていこうという流れのなか、地域における子育て専門機関として児童養護施設の役割がクローズアップされてきている。地域の子どもを、親が病気などの理由により一時的に預かる子育て支援短期利用事業(ショートステイ、トワイライトステイ)や、ひきこもり・不登校児童に対する援助、児童館の運営など子どもの健全育成をはかる取り組み、さらに児童家庭支援センターを設置して、子育てに関するさまざまな不安や疑問を抱える家族への相談・援助などを実施している。

また、社会的に児童虐待への対応が大きな課題となっているが、児童養護施設では、地域の子育て相談などをおとした児童虐待の発見・予防から、虐待を受け施設に入所してきた子どもの心の癒し、家庭復帰をめざした環境の調整、自立に向けた援助からアフターケアまでトータルに児童虐待問題に取り組んでいる。

(参考：全国児童養護施設協議会 HP)

##### ③ 北海道内の施設

○札幌南藻園	札幌市中央区界川1丁目6-14
○興正学園	札幌市北区新琴似4条9丁目1-1
○柏葉荘	札幌市北区篠路2条9丁目1-15
○羊ヶ丘養護園	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4-33
○札幌育児園	札幌市南区藤野6条2丁目427-4

○天使の園	北広島市中央 4 丁目 5—7
○北光社ふくじゅ園	北広島市西の里 499
○函館国の子寮	函館市鈴蘭丘町 38—7
○函館厚生院くるみ学園	函館市亀田中野町 38—11
○歌棄洗心学園	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄 425
○黒松内つくし園	寿都郡黒松内町字黒松内 562—1
○北海愛星学園	磯谷郡蘭越町字大谷 289
○岩内厚生園	岩内郡岩内町宮園 1—2
○桜ヶ丘学園	余市郡仁木町銀山 2—247
○光が丘学園	岩見沢市春日町 2 丁目 3—7
○旭川育児院	旭川市台場 2 条 2 丁目 3—45
○富良野国の子寮	富良野市字鳥沼 509
○美深育成園	中川郡美深町字敷島 283
○北光学園	紋別郡遠軽町生田原伊吹 46—3
○わかすぎ学園	室蘭市母恋南町 5 丁目 5—39
○北海暁星学園	浦河郡浦河町向別 470
○十勝学園	帯広東 9 条南 21 丁目 1—9
○釧路まりも学園	釧路市白樺台 2—2—9

## (2) 乳児院

### ① 法的な位置づけ

児童福祉法第 37 条「乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」

（参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 19 条～第 25 条）

### ② 施設の現状

乳児院への入所理由は、母親の病気、虐待や離婚などさまざまであり、乳児院では、親子・家族関係の再構築、またはできるだけ早期の里親委託をめざし、子どもたちの養育と保護者支援に臨んでいる。しかし、諸事情から家庭復帰や里親委託などできない子どもたちは、乳児院から児童養護施設などに生活の場を移すことになるが、平成 17 年 4 月の児童福祉法改正で、児童養護施設とともに入所児童の年齢要件が緩和され、乳児院では必要に応じて就学前の 6 歳までの入所が可能となったこともあり、養育環境の連続性を考えたケアが必要とされている。

また、地域における家庭をサポートしていくために、乳児院ではさまざまな子育て支援事業を積極的に展開している。

このような中、全国乳児福祉協議会は、乳児院をとりまく社会的状況や入所児の状態像や社会背景をふまえ、時代の変化にあわせた「乳児院の将来ビジョン」を検討し、乳児院の専門的機能を改めて具体的に整理再編した。

それによると、乳児院の養育・支援は、子どもと出会い、子どもや家庭のニーズに沿った様々な支援を経て、新しい人生の再出発を果たすまでを一連の流れと捉え、乳児院退所後のアフターケアや地域の子育て支援も含めると、より広く長

期にわたる関わりとなることを指摘している。さらに、支援展開の節目ごとに、子どもや家庭のニーズを丁寧に汲みとることが重要であり、そのためのアセスメント機能等を高めることが重要であると述べている。

(参考：全国乳児福祉協議会 HP)

③ 北海道内の施設

- 札幌乳児院                      札幌市白石区川北 2254 番地
- さゆり園                        函館市元町 15—13

(3) 母子生活支援施設

① 法的な位置づけ

児童福祉法第38条「母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」

(参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第26条～第31条)

② 施設の現状

母子生活支援施設を利用する母子世帯の約半数は、DVを理由として入所している。職員はDVや虐待などで心身ともに傷ついた母子へのケアや、一般的にも世帯収入が低いと言われている母子世帯の自立の支援・促進などを行っている。近年、利用者数は増加しているが、在所期間は短期化してきている。

③ 北海道内の施設

- すずらん                              札幌市中央区北1条東8丁目1番39号
- 伏見寮                                札幌市中央区伏見2丁目2番79号
- 厚成会母子ホーム                札幌市東区北8条東15丁目2番13号
- 札幌市しらぎく荘                札幌市白石区菊水5条2丁目1番4号
- 札幌あいりん荘                    札幌市豊平区豊平4条3丁目3番26号
- もいわ荘                            札幌市南区川沿5条4丁目2番5号
- 相愛の里                            小樽市長橋1丁目2番20号
- 函館市松陰母子ホーム            函館市若松町35番16号
- 函館高砂母子ホーム              函館市若松町36番25号
- 旭川隣保会トキワの森            旭川市本町2丁目437番地80

(4) 児童自立支援施設

① 法的な位置づけ

児童福祉法第44条「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」

(参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第79条～第88条)

② 施設の現状

主に非行のケースを扱う施設であるが、「生活指導等を要する児童」ということで不登校など学校不適応を起こしている児童の入所もある。入所児童の中には被虐待経験がある児童や何らかの障害を抱えている児童も多い。

本施設における自立支援は、安定した生活環境を整えるとともに、個々の児童について、児童の適性、能力やその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定し、児童の主体性を尊重して、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ、児童への養育や心理的ケア等により、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行っている。

また、本施設は、児童福祉法第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持っている。

(参考：全国児童自立支援施設協議会 HP)

③ 北海道内の施設

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ○北海道立向陽学院 | 北広島市西の里 1015   |
| ○北海道立大沼学園 | 亀田郡七飯町西大沼 8 番地 |
| ○北海道家庭学校  | 紋別郡遠軽町留岡 34 番地 |

(5) 児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設、平成29年4月より名称変更）

① 法的な位置づけ

児童福祉法43条の2「軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である」

(参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第72条～第78条)

② 施設の現状

心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設である。

施設が援助の対象としているのは、心理（情緒）的、環境的に不適応を示している子どもとその家族である。子どもの対象年齢は小・中学生を中心に20才未満だが、施設への入所（宿泊）・通所は児童相談所（長）が適当と認めた場合に「措置」として決定される。

施設は、集団生活により子どもの状況の改善を図る。またカウンセリングなどによる心理治療を行って、子どもの成長・発達と自立を援助している。

また、家庭から離れて集団で過ごすことにより、家庭の中だけでは解決できない人間関係の「ずれ」や「つまずき」からのひと休みとか、心の見つめ直し、あるいは自分ってなんだろうという自分さがし、仲間との協調と思いやりの心を養うことなどをめざしている。

(参考：全国児童心理治療施設協議会 HP)

③ 北海道内の施設

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ○バウムハウス            | 伊達市松ヶ枝町 243 番地 1       |
| ○札幌市児童心理治療センターこころぼ | 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-2 |

## 2. 社会的養護施設での実習の特徴

### (1) 問題の深層を探る視点が必要

施設に入所している子どもたちとその家族は、様々な表現方法・関わり方で援助者に向かってくることがある。時には問題と受け取られるような場合もある。その「問題行動」「問題発言」等をそのまま「問題」として捉えてしまえば、援助の一歩も踏み出せない。なぜそうなるのか、その「問題」に至るまでにどのようなプロセスがあったのかを探り出し、そこにアプローチしなければ、真の援助は始まらないのである。

### (2) 生活力が求められる

実習自体は通勤形態であっても、施設はどれも入所型の生活施設である。入所している子どもたちや家族（母子生活支援施設の場合）の方々は、そこで生活しているのであって、施設が「家」なのである。施設で繰り広げられる援助行為は、生活に即したものになるのは当然である。実習生自身に生活力がなければそういった援助はできない、ということになりかねない。例えば、整理整頓の方法を身につけていない人が、子どもにそれを教えられるか…ということである。

### (3) 被虐待児の理解と対応方法を学習しておく必要がある

養護系福祉施設には、程度の差はあれ、かなりの割合で虐待を受けた子どもが入所している。被虐待児の様々な特徴を理解していなければ、援助者側の虐待的な感情や関わり方が引き出されてしまう可能性もある。虐待を受けた子どもに対して適切な援助を行うためにも、どんな行動特性があるのか、それにどう対応したらよいのか確認しておくべきである。

## 3. 実習のポイント

### ①施設について知る

#### ア 運営

— 運営主体、沿革、形態、目的

#### イ 規模

— 定員、建物、居室（広さ・数など）、食堂、浴室、医務室、その他

#### ウ 職員

— 職種、職員数、組織機構

#### エ 事業

— 入所、その他、子育て支援短期利用事業等

#### オ 併設施設

— 施設内教育棟等

### ②入所児童（全体）について知る

#### ア 一般的な事項

— 年齢、学年、性別、居室編成・グループ編成、通学している学校、学習状況、健康状況、生活状況

#### イ 入所に至る経過

— 入所理由、取扱児童相談所、家族構成、家庭環境、経済状況

★ どういう家族・家庭で、何が問題となったのかを理解する。

ウ 生活環境

一 居室、私有物、固有スペース、共有スペース、トイレ、浴室、食堂、衣類、寝具、遊びスペース（園庭・固定遊具・体育館等）

★ 子どもたちの成長・発達に合わせて、少しでも快適に過ごせるように、どのような配慮がなされているのかに注目して理解する。

③ 支援体制について知る

ア 一日の生活の流れ

（ア）児童の生活の流れ

起床、排泄、着替え、洗面、歯磨き、朝食、登校、昼食、余暇、整理整頓、夕食、学習、入浴、就寝

★ 基本的には異年齢集団のため、年齢の違いによる生活時間のばらつきがある。それにどのように柔軟に対処しているのかを学ぶ。

（イ）職員の業務の流れ

勤務体制（早番、遅番、日勤、宿直、公休日等）引き継ぎ内容とその方法

★ それぞれの勤務の中心業務内容と引き継ぎ内容を確認する。

イ 各生活場面での支援の様子

（ア）起床時

着替えの介助、洗面・歯磨きの声掛け・介助・確認、寝具の整理整頓等

（イ）食事

量の調節、マナー指導、好き嫌いへの対処、アレルギー対応、投薬等

（ウ）登校時

持ち物確認、連絡帳、服装、時間割確認、部活・アルバイトの有無等

（エ）保育

異年齢集団での保育計画、発達状況に合わせた保育内容等

（オ）下校時

学校の配布物確認、宿題の有無、連絡帳、翌日の部活・アルバイトの有無等

（カ）余暇

興味関心に基づく遊びの展開、安全・危機管理、外出の把握、共有物の貸し出し等

（キ）整理整頓

使用した物の片付け、身の周りの整理、衣類の整理等

（ク）学習

宿題への取り組み、ボランティアによる個別指導、能力に見合った課題、定期テスト対策、高校受験対策等

（ケ）入浴

入浴介助、入浴手順・方法、衛生観念、事故防止等

（コ）就寝

歯磨きの声掛け・介助・確認、排泄の促し、着替えの介助、翌日の準備、本の読み聞かせ等

（サ）清掃

分担箇所の振り分け、清掃方法・手順、衛生観念等

(シ) 健康

健康状態確認、通院、投薬、看病、健康診断計画、予防接種計画等

★各生活場面での経験は、実習生にとって中心となる課題である。一人ひとりに合わせた個別の対応がどのようになされているのかをよく観察すると同時に、集団に対する援助がどのように展開されているのかを学習する。

③養護内容全般

ア 養護の理念・方針：各施設独自の理念・方針、施設内の各種規程、全国組織の理念、関係団体の倫理綱領等

★児童や利用者の権利擁護のために不可欠なものである。福祉職の職業倫理としても重要なものであるため、必ず確認すること。

イ 家族支援：家族理解の視点、支援計画立案、家族に対しての具体的支援方法、施設内支援システム、関係機関との連携、帰省・面会等交流方法など

★家族自体が様々な課題を抱えているというのが養護系福祉施設利用者家族の特徴の一つである。職員がどのように家族を理解し、どのような点に配慮し

ながら援助しているのか、職員に話を聞き、観察しながら理解を深める。

ウ 児童自立支援計画：立案→実施→再評価→立案のシステム、関係機関との連携、児童・保護者からの意見聴取、期間設定、検討会議のあり方等

★立案された支援計画を日々の援助にどう生かしているかを学習する。

エ 性指導：男女の心と体の理解、命の大切さ、誰もが大切な存在であるという実感、男女の付き合い方等

★過酷な人生を送ってきた子どもたちだからこそ、伝えるべきことである。毎日の生活の中でどのように浸透させていっているのか、意識して考えてみる。

オ 年間行事：年間行事計画

④その他

ア 児童の担当システムと居室編成の考え方

イ 苦情処理の体制：苦情処理システム、苦情受付担当者の心得、事例等

ウ チームワーク：必要性の理解、考え方、具体的な連携方法（同業・異業種間等）

エ チェンギングケア・アフターケア：自立に向けての意識づけ・支援方法、卒園後のケアのあり方・位置づけ、具体的援助方法・事例等

オ 会議の種類と役割：各会議の目的、内容、頻度等

#### 4. 児童養護施設実習の一日の流れ

月	日 ( )	天候	検印	施設長	指導者
実習の対象 : 小学生女子 こすもす室 小学2年～6年 5名					
今日の実習目標 : 遊びを通して、子どもたちの関係性を理解する					
時間	1日の流れ			実習の内容	
6:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>起床</li> <li>Yちゃんは目を覚ましているが布団の中において起きてこない。</li> <li>洗面、歯磨き</li> <li>着替えが終わってから、洗面所に行き、顔を洗って歯を磨く。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>おはようと声を掛けながら、カーテンを開ける。</li> <li>個別に声を掛け、低学年のSちゃんには起きて着替えるよう伝える。</li> <li>Sちゃん、Rちゃんには着替えの介助を行う。一緒に洗面所へ行き、洗面・歯磨きを見守る。</li> </ul>	
7:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝食</li> <li>それぞれが自分の席で朝食を摂る。</li> <li>Cちゃんはさっさと食事を済ませ、部屋に戻る。</li> <li>Sちゃんはしゃべりながらご飯を食べ、時間がかかっていた。</li> <li>登校準備</li> <li>学習道具などを確認した子は、絵を描いたり、テレビを見たりして過ごす。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>朝食の時間になってもMちゃんの着替えが終わってなかったなので、急ぐよう声を掛け、食堂に向かう。</li> <li>Rちゃんの横に座り、おかずの量を減らしたりしながら一緒に食べる。</li> <li>Mちゃんの歯磨き、洗面が終わっていなかったなので、済ませるよう促す。</li> <li>Rちゃん、Sちゃんの髪を結ぶ。</li> <li>それぞれの学習道具や持ち物を確認し、準備ができていれば登校するよう促す。</li> </ul>	
8:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校</li> <li>持ち物等を職員に確認してもらい、各自登校する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>職員に持ち物を確認してもらうよう声を掛け、玄関まで一緒に行って見送る。</li> <li>児童の居室を見回り、掃除をする。</li> <li>廊下、階段の掃除をする。</li> </ul>	
10:00				<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩に入る。</li> </ul>	
15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由遊び</li> <li>帰ってきた順から、外に出て、ブランコ等で遊ぶ。</li> <li>低学年はブランコに乗り、砂場で遊び、高学年はかくれんぼや鬼ごっこなどをして遊ぶ。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤する。</li> <li>みんなで外に出て遊ぼうと提案し、園庭に出て遊ぶ。</li> <li>年齢ごとの遊び方、関わり方などに注目し、遊びに参加したり見守ったりする。</li> <li>遊んだ物を片付けるよう声を掛ける。</li> </ul>	

17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理整頓</li> <li>・ 遊んだ物を片付け、部屋に戻る。</li> <li>・ 個人別に分けられた洗濯物をタンスに片付ける。</li> <li>・ 明日着る洋服を準備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部屋に戻って洗濯物を片付けようと誘う。</li> <li>・ 子どもたちと一緒に洗濯物を仕分ける。</li> <li>・ Rちゃん、Sちゃんと一緒に衣類を片付けタンスの中を整理する。</li> <li>・ 明日の服を用意したか確認する。</li> </ul>
18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夕食</li> <li>・ それぞれ自分の席で夕食を食べる。</li> <li>・ 残さず食べられた子は、おかわりをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手を洗ってから食堂に行くように促す。</li> <li>・ 行儀が悪くならないように声を掛けながら一緒に食べる。</li> </ul>
18:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習時間</li> <li>・ 各自、宿題や職員が用意した課題に取り組む。</li> <li>・ 学習ボランティアの学習指導を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Sちゃんが学習時間を過ぎても食べ終わらないので、急がないと学習時間がなくなるよと声を掛ける。</li> <li>・ 居室にて、Rちゃん、Sちゃんの学習を中心に指導する。</li> </ul>
19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習が終った子は、翌日の学習道具を準備する。</li> <li>・ 入浴</li> <li>・ 低学年は職員と一緒に入浴する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高学年は、終わったのを確認し、入浴に行くよう促す。</li> <li>・ Rちゃん、Sちゃんと一緒に入浴し、介助する。</li> </ul>
20:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低学年就寝準備</li> <li>・ 低学年はパジャマに着替え歯磨きをする。</li> <li>・ トイレを済ませ、本を読んでもらい、就寝する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就寝準備の援助をし、部屋の電気を消す。</li> </ul>
20:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低学年就寝</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退勤</li> </ul>

## 第2節 障害児（者）関係施設の実習内容

### 保育実習 I 対象の障害関係施設

児童：福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

成人：障害者支援施設

指定障害福祉サービス事業所

（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）

### 1. 障害児関係施設の種類

障害児を支援する実習施設には、福祉型と医療型、入所系と通園系の支援施設がある。

#### （1）福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

##### ①法的位置づけ

児童福祉法第42条 「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設である。

##### ア 福祉型障害児入所施設

保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与

##### イ 医療型障害児入所施設

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与および治療

（参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第48条～61条）

##### ②施設の現状

児童福祉法に基づき、障害児入所施設の中には福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設がある。2010年の児童福祉法改正では、それまでの各施設の障害種別が三障害一元化として再編された。現在、各施設は「主たる障害」として障害種別を各施設が申請している。福祉型障害児入所施設は、旧知的障害児施設、旧第2種自閉症児施設、旧盲児施設、旧ろうあ児施設、旧肢体不自由児療護施設が移行したものである。福祉型障害児入所施設は生活、発達支援を広範にわたって行うが、近年生活集団の小規模化を目指す動きが高まってきており、子ども一人一人の個別な発達支援を目指して、ユニット制を取り入れる事業所も出てきている。医療型障害児入所施設には旧第1種自閉症児施設や旧重症心身障害児施設、旧肢体不自由児施設（身体障害者（児）福祉施設の実習内容に詳述）等が含まれており、旧重症心身障害児施設や旧第1種自閉症児施設では医療、福祉両方の機能を持つ事業所が多い。

##### ③道内の施設

###### ・福祉型障害児入所施設

- おしま学園 北斗市当別 697
- しりべし学園 寿都郡黒松内町黒松内 565 番地 2
- 室蘭言泉学園 室蘭市母恋南町 5 丁目 5 番 39 号

- 北海道社会福祉事業団太陽の園 ひまわり学園 伊達市幌美内町 36 番地 58
- しずない心の杜 日高郡新ひだか町静内目名 426 番地の 1
- 北海道社会福祉事業団 白糠学園 白糠郡白糠町和天別 155 番地 1
- つつじヶ丘学園 帯広市西 25 条南 4 丁目 10 番地
- きたみ学園 北見市川東 226 番地 2
- ひまわり学園 紋別郡遠軽町生田原安国 302 番地 7
- 美唄学園 美唄市東 7 条南 2 丁目 2 番 4 号
- ノビロ学園 札幌市清田区真栄 483 - 4
- 北海道社会福祉事業団 もなみ学園 札幌市南区石山東 3 丁目 5 - 1
- 札幌市自閉症児支援センター さぼこ 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1 - 21

・医療型障害児入所施設

- 国立病院機構八雲病院 二海郡八雲町宮園町 128 番地
- 大倉山学院 小樽市見晴町 20 番 2 号
- 西小樽病院 重症心身障害児（者）施設 みどりの里 小樽市長橋 3 丁目 24 番 1 号
- 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター 旭川市春光台 2 条 1 丁目 1 番 43 号
- 北海道療育園 旭川市春光台 4 条 10 丁目
- 国立病院機構帯広病院 帯広市西 18 条北 2 丁目 16 番地
- 美幌療育病院 網走群美幌町美富 9 番地
- 札幌あゆみの園 札幌市白石区川北 2254-1
- 緑ヶ丘療育園 札幌市西区山の手 3 条 12 丁目 3-12
- 北海道立 子ども総合医療・療育センター 札幌市手稲区金山 1 条 1 丁目 2-2

(2) 福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター

①法的位置づけ

児童福祉法第 4 3 条 「児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

ア 福祉型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適用のための訓練

イ 医療型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又集団生活への適応のための訓練及び治療」

(参考：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 62 条～71 条)

②施設の現状

児童発達支援センターは就学前の児童を対象に、家庭から通い生活技能の習得や集団生活への適応などを目的に行われる児童福祉施設である。福祉型、医療型及び両方の機能を持つ併用型があり、旧知的障害児通園施設、旧難聴幼児通園施設、旧肢体不自由児通園施設、他、旧重症心身障害児（者）通園事業、旧児童デイサービス（障害者自立支援法に基づく）などが福祉型児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターとして再編されたものである。児童発達支援センターには原則として「保育所等訪問事業」

及び「障害児相談支援事業」の実施が義務付けられ、地域への支援もその目的の一つに挙げられている。

### ③道内の施設

- ・福祉型児童発達支援センター
- 児童発達支援センターうみのほし 函館市日乃出町 27 番地 3 号
- つくしんぼ学級 北斗市追分 7 丁目 8 番 8 号
- にじのはし 亀田郡七飯町本町 3 丁目 18 番 12 号
- 小樽市さくら学園 小樽市桜 2 丁目 11 番 16 号
- 旭川市愛育センターみどり学園 旭川市春光 2 条 7 丁目 2 番 41 号
- 旭川子ども発達支援センターたいよう 旭川市神居 1 条 1 丁目 1 - 10
- 旭川通園事業所 旭川市春光台 4 条 10 丁目
- すくすく 富良野市若葉町 9 番 17 号
- 室蘭市子ども発達支援センター 室蘭市母恋南町 2 丁目 22-3
- 釧路市児童発達支援センター 釧路市住吉 2 丁目 12 番 37 号
- 釧路町児童発達支援センター 釧路郡釧路町光和 3 丁目 10 番地
- 帯広あおぞら 帯広市西二十二条南 3 丁目 13 - 1
- 札幌市はるにれ学園 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目
- むぎのこ児童発達支援センター 札幌市東区北 36 条東 8 丁目 1 - 30
- たくあいアクティビティ「むう（夢）」 札幌市北区あいの里 1 条 6 丁目 1 - 2
- 札幌市かしわ学園 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1 - 21
- 榆の会 きらめきの里 札幌市厚別区厚別町下野幌 49 番地
- ときわ発達支援センター 札幌市南区常盤 3 条 1 丁目 6 番 1 号
- 児童発達支援センターさんりんしゃ 札幌市西区福井 4 丁目 3 番 5 号
  
- ・医療型児童発達支援センター
- はこだて療育・自立支援センターはぐみ 函館市湯川町 2 丁目 39 番 26 号
- 旭川市愛育センターわかくさ学園 旭川市春光 2 条 7 丁目 2 番 41 号
- 札幌市みかほ整肢園 札幌市東区北 17 条東 5 丁目 2 - 1
- 札幌市ひまわり整肢園 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1 - 21

(2016 年 10 月 1 日現在札幌市、同 11 月 1 日現在北海道による)

## 2. 障害者関係施設の種類

障害者を支援する実習施設には、入所系の障害者支援施設と通所系の指定障害福祉サービス事業所がある。

### (1) 障害者支援施設と障害福祉サービス事業所

#### ①法的位置づけ

障害者総合支援法第五条 「この法律において『障害福祉サービス』とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、『障害福祉サービス事業』とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。」

障害者支援施設：施設入所支援と障害福祉サービス（生活介護等）を共に行う施設。  
（障害者総合支援法第5条11項）

障害福祉サービス事業所：上記の障害福祉サービスを単体若しくは複数実施している。

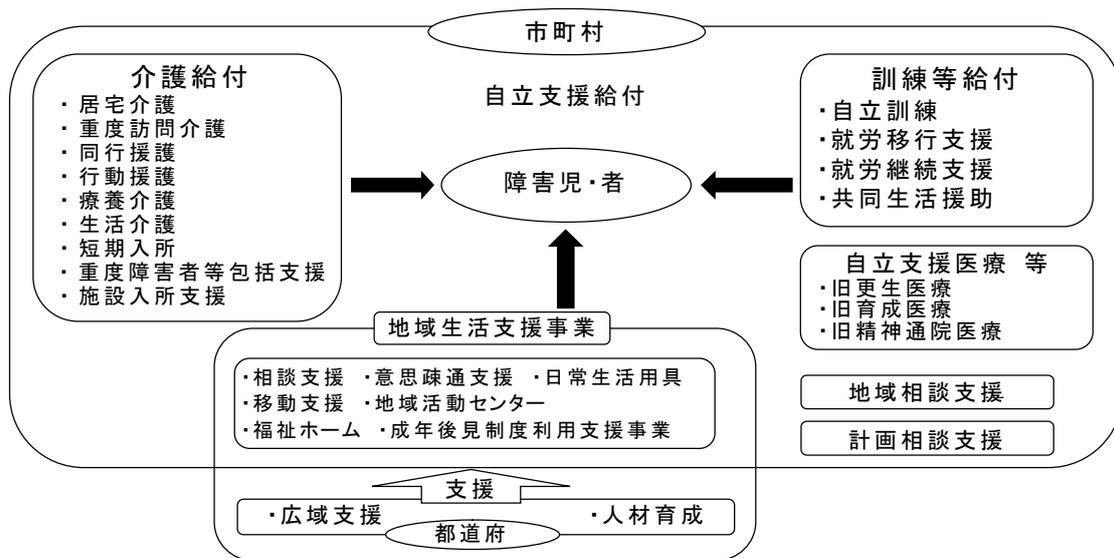


図 障害者総合支援法における総合的なサービスの体系  
（国民の福祉と介護の動向 2015/2016 を一部改変）

	サービス名称	内容
介護 給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うもの
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
訓練 等 給付	自立訓練 （機能訓練・ 生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	共同生活援助	主として夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うもの

表 自立支援給付における主な障害福祉サービス（H28年版厚生労働白書参照）

## ②施設の現状

平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法の下に各種の支援が提供されている。障害者自立支援法から続くこの制度のポイントは 3 障害（身体・知的・精神）の制度間格差を解消するため、障害者施策の 3 障害を一元化したこと、制度全体を大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の 2 つに再編したことである。また、施設生活から地域生活への移行を推進し、これまでの入所施設の技術や知識を地域生活支援へと展開できるように事業者の機能転換を支援し、障害の種類や程度に関わらず地域で安心して暮らせるような支援づくりが求められている。このような視点から複雑なサービス体系を再編するとともに、地域で自立した生活を営むために、就労支援の抜本的な強化がなされた

ことなどが挙げられている。この計画の策定は、各市町村で障害者福祉計画として取り組まれている。

さらに障害の支援の程度を6段階に区分認定し、障害支援区分及び年齢を組み合わせることで、一層の地域生活支援、就労支援を促すものとなっている。「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、難病などこれまで支援の対象外だった人たちも支援制度の対象とされることとなった。

旧知的障害者更生施設は、主に施設入所支援（夜間支援）及び生活介護（日中活動支援）を組み合わせ提供する障害者支援施設へ、旧知的障害者授産施設は、主に施設入所支援及び生活介護、就労継続支援B型を組み合わせ実施する障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に多くが移行した。

旧福祉工場は、就労継続支援A型の事業所となり、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行っている。就労継続支援B型は非雇用型であり、就労継続支援A型は雇用契約を結ぶことが前提となる。就労移行支援などを行った結果、一般事業所の就労に結びつかなかった方々などが対象になる。それぞれ事業ごとに独立しているものの各事業種別を複合して提供する事業所が多いことに留意する必要がある。

### 3. 障害児（者）関係施設での実習の特徴

#### （1）契約から支援への流れ

福祉型・医療型障害児入所施設は、平成18年10月から旧障害者自立支援法の全面施行に伴う児童福祉法の改正を受け契約制度が導入された。しかし、養育が困難とされる家庭や保護者の状況などを理由に、児童相談所による措置入所の制度も残っている。福祉型・医療型児童発達支援センター、障害者支援施設、障害福祉サービスの利用においては、契約制度となっている。

「契約」制度の導入は、①自己決定の尊重 ②利用者本位のサービスの提供、③対等な関係 ④障害者児及び保護者自らがサービスを選択 ⑤契約によるサービスの仕組みとなっており、利用児童の保護者は、経済状況により利用料（1割負担が原則）、教育費、食費、光熱水費、医療費、日用品費等の自己負担を伴うことになった。施設の利用にあたっては、施設入所のための受給者証の交付を受けたうえで、まず、重要事項説明書により、その施設のサービス内容を具体的に説明し、同意の下に、利用契約を締結することになる。従って、施設支援計画書に基づき、アセスメント（事前評価・課題分析）を行い、利用児者並びに保護者と一緒に支援課題（短期・長期目標）を整理し、個別支援計画を作成し、同意の下に一人ひとりにあった支援プログラムにより支援していき、定期的にモニタリング（状況把握・評価）していく。

#### （2）福祉型障害児入所施設

福祉型障害児入所施設（主たる障害が知的障害及び自閉症スペクトラム障害以下自閉症）は、高校生以下のいわゆる児童に特化している施設と、障害が重度の年齢超過児（18歳以上で就学していない）の方が入所している施設があり、そうした場合3歳前後から30歳以上と年齢の幅が広がっているため、ライフステージに合った支援が求められている。なお、改正児童福祉法の施行により、20歳以上の過年齢児の障害児入所施設の延長利用が可能なのは現行法では平成30年3月までとなり、それ以降は障害者総合支援法に基づく支援を提供する事業所の支援を利用することとなる。

### (3) 医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、生活介護等

医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センターは、医療法に基づく医療機関（病院）であり、治療及び総合的な療育を行う施設である。実習の特徴として、医学的及び周辺領域の専門的な知識の学習が求められる。通所又は入所している児童の起因疾患1つをとっても、「脳性麻痺」「水頭症」「ファロー四徴症」「レノックス症候群」等々、それぞれの定義、原因、治療・訓練、健康、療育上の留意点などの理解、訓練法の「ボバース法」「ボイター法」等の理解と実技、言語療法の考え方と方法の理解、心理学的アプローチの方法の理解、補装具・補助具の種類と理解等々、これらを実際に学ぶことが必要である。実習Ⅰでは、これらの簡単な概要を理解する。同施設には（主な障害の種類により異なるが）多職種の職員が配置されている。医師、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士等々。それぞれの分野の専門的な知識や技法を学習するとともに、一人の児童の療育計画にそれぞれの分野の専門性がどのように融合されているのかを、その経過を含めて理解する。

また、障害者を対象とする生活介護を実施する事業所においても、医療型児童発達支援センターを併設している場合もあり、医療的ケアを必要とする児童と同じく準備し理解する必要がある。

### (4) 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所では、利用者自身が施設と前述した契約に倣って利用契約を締結し、支援計画からモニタリング、再アセスメントと利用者の意思を尊重して支援が提供される。職員と利用者は対等な関係であり、職員を先生とは呼ばないで〇〇さんと呼ぶ、同様に職員も利用者に対する呼称について十分な配慮が求められる。このことをよく理解するためにも、権利擁護や職員の倫理綱領などについてよく学習しておくことが大切である。

障害者支援施設（主に知的障害者を対象）においては、障害の重度化、多様化、高齢化が進んでおり、ライフステージにあった支援と、高齢化による介護方法の基礎や健康管理面においての知識が重要となってきた。

また、旧障害者自立支援法により、障害者福祉のサービス体系が大きく変わり、前述したとおり居住系サービスと日中活動系サービスに別れ、更に市町村が中心となる地域生活支援事業が創設されきめ細かな相談支援体制が整備された。それは、どんなに障害が重い方でも、施設で生活をするのではなく、自己決定・自己選択により、サービスの組み合わせにより出来るだけ地域生活に移行していくことが狙いとなってきたからである。

平成24年10月1日施行された「障害者虐待防止法」により、「児童の虐待の防止等に関する法律＝児童虐待防止法」とともに障害児者に対する権利擁護の意識が一層求められることとなっている。

### (5) 福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所における支援

主な障害については、ダウン症、自閉症、てんかん、身体障害、行動障害、精神障害など、知的障害と重複している重度の利用児者が多く見られると同時に、近年発達障害の児童も増加する傾向にある。難病患者の一部の方もこの支援の対象になることから、事前に施設訪問等をし、実習先の施設の児童・利用者の障害の概況、支援の理念や運営

方針などを確認し、実習を行う上での基本的な知識（例えば、法律上の根拠、施設の「主として対象とする障害」、臨床家としての基本的態度、自閉症、発達障害についての基本的な支援と理解など）の事前学習が必要となってきた。また、あらゆる場面で権利擁護の理念や個人情報等守秘義務、リスクマネジメント（危機管理）に関しても、学習しておくことが必要となる。

#### 4. 実習のポイント

##### (1) 医療機能を持たない施設での実習のポイント

###### ①実習施設の理解

###### ア 施設が存立する社会的、制度的枠組みの理解

- － 設置・経営主体、沿革、組織、財源、定員、運営上の特色

###### イ 施設の建造物についての理解

- － 施設の位置と環境、建造物構造、設備上の特色、部屋の種類と面積、個人生活の確保の状況、集団生活の場の状況、相談・指導・訓練等の場の整備状況

###### ウ 事業内容の理解

- － 施設内事業、施設外事業、地域福祉支援事業

###### エ 施設職員の理解

- － 職員数、構成、職務の分担状況、勤務形態

★児童・利用者が豊かな生活ができるような工夫がされているか、実際に考えながらチェックしてみる。

###### オ 児童等の生活環境

- － 居室、食堂、浴室、トイレ、訓練室、寝具、衣服、温度、採光、換気、周囲の環境等

###### ②施設が支援する対象者の理解

- － 年齢、性別、出身地、学年・所属、措置、契約、入所までの経過、教育歴、契約期間、障害の状況、心理状況、身体機能の状況、家族状況、生育歴、指導訓練歴等

###### ③児童・利用者への支援の理解

- － 施設の雰囲気と児童等の表情、児童等と職員との情緒的關係、生活日課、グループの編成、支援上の特色、年間行事、食生活の状況、地域社会との關係等

###### ④支援体制についての理解

###### ア 一日の生活の流れ

###### (ア) 生活日課

- 起床、更衣、排泄、洗面、朝食、歯磨き、登校、職業支援、個別支援、昼食、職業支援、個別支援、下校、おやつ、余暇、夕食、入浴、余暇、学習、就寝等
- ★児童等個々の状況に配慮した柔軟な日課となっているか観察する。

###### (イ) 職員の業務の流れ

- 勤務体制(シフト)、早出、日勤、遅出、時差、夜勤等。引継ぎ業務分担等

★それぞれの勤務の中心的な業務内容と引き継ぎの内容と様子を把握する。

イ 保育士・支援員の役割と理解

(ア) 児童・利用者との人間関係（信頼関係）

(イ) 児童・利用者の身の周りの支援（基本的な生活習慣）

(ウ) 児童・利用者とのコミュニケーションの手段

(エ) 児童・利用者に対する生活面における配慮

(オ) 生活管理面における支援・介助・補佐

(カ) 保育士・支援員の役割と機能の理解

- － 起床支援、食生活の配慮、排泄の支援、衣生活の配慮、入浴支援、就寝支援、行動形成支援、不適応行動の改善、健康管理、機能訓練、支援技術（構造化・行動療法等）、コミュニケーションの方法・支援、施設内外における児童・利用者の生活支援、学校教育・教育治療などへの配慮、余暇活動への参加、職員会議・ケース会議の参加

ウ 支援全般

(ア) 施設支援計画

★児童や利用者の権利を遵守するための大切な事項である。

(イ) 保護者とのかかわり

★保護者と児童・利用者の関わりの状況、職員の対応等を学び、保護者の方のお話を聞ける機会があればお聞きする。

(ウ) 個別支援計画

★児童・利用者の担当のシステム（部屋別 or 複数担当制等）についてその考え方と実際の状況を学習する。

(エ) 年間行事計画等

(オ) 外出・外泊

(カ) 家庭訪問

(キ) 相談支援

エ その他

- － 会議の種類と役割、職員研修システム、重要事項説明書、利用契約書  
個人情報に関する承諾、苦情解決の体制、リスクマネジメント、チームワーク

★一人の方の生活に複数の職員が関与するため、職員間で統一した支援が要求される。どのような苦勞と工夫がされているのか学ぶ。

(2) 医療機能を持つ施設での実習のポイント

①実習施設の理解

ア 施設が存立する社会的、制度的枠組みの理解

- － 設置・経営主体、沿革、組織、財源、定員、運営上の特色

イ 施設の建造物についての理解

- － 施設の位置と環境、建物構造・設備上の特色、部屋の種類と面積  
個人生活の確保の状況、集団生活の場の状況、医務室、相談・指導・訓練等の場の整備状況

ウ 事業内容の理解

- － 施設内事業、施設外事業、地域福祉支援事業

エ 施設職員の理解

- － 職員数、構成、職務の分担状況、勤務形態

オ 児童・利用者の生活環境

- － 居室、食堂、浴室、トイレ、訓練室、寝具、衣服、温度、採光、周囲の環境等

★児童・利用者が豊かな生活ができるようどのような工夫がされているか、実際に考え学ぶ。

②施設が支援する対象者の理解

- － 年齢、学年、性別、出身地、措置理由、入所までの経過、措置期間、生育歴、心理的状況、身体機能の状況、家族、家族の経済状況等社会的状況、教育歴、指導訓練歴等

③児童・利用者の支援の理解

- － 施設の雰囲気と児童・利用者の表情、職員と児童・利用者との情緒的關係、日課、グループの編成、処遇上の特色、年間行事、食生活の状況、地域社会との関係

④支援体制についての理解

ア 一日の生活の流れ

(ア) 児童・利用者の生活の流れ

起床、更衣、排泄、朝食、歯磨き、登校、個別支援、昼食、入浴、余暇、夕食、学習、就寝等々

★児童・利用者の個々の状況に配慮した柔軟な日課となっているか観察する。

(イ) 職員の業務の流れ

勤務務体制夜勤(早番、遅番、日勤、宿直、非番)、引継ぎ業務分担等

★それぞれの勤務の中心業務内容と引き継ぎの内容と様子を把握する。

イ 各生活場面での療育の様子

(ア) 食 事

調理形態、献立、食事姿勢、補助具、環境、食事介助方法、食事時間、事故防止等

(イ) 入 浴

入浴手順、同性介助、雰囲気、入浴介助方法、入浴時間、事故防止等

(ウ) 排 泄

排泄指導方法、同性介助、雰囲気、オムツ使用への配慮、事故防止

(エ) 訓 練

機能・言語訓練の内容・評価と介助方法等

(オ) 余 暇

余暇支援計画、人員配置、余暇内容雰囲気等

(カ) 理美容

考え方、実施方法、児童の様子

(キ) 歯磨き

児童の歯の状況、歯磨きの方法

(ク) 勉強

学習の必要な児童への配慮

(ケ) 健康

バイタルチェック、健康管理、緊急時の対応

★看護師を中心とした健康管理には多くの学ぶべき点がある。各生活場面での経験は、実習生にとって中心となる課題である。一つ一つの場面での工夫・支援、児童や利用者の様子に細心の注意を持って観察する。

ウ 支援全般

(ア) 療育理念・倫理

施設の理念と評価の方法、全国組織の理念

★児童・利用者の権利を遵守するための大切な事項である。

(イ) 保護者との関わり

施設での保護者の位置づけ、父母の会等

★児童・利用者の支援にとって保護者との関わりは大切である。保護者との関わり方の状況、職員の対応等を学ぶ。また、保護者の方のお話を聞ける機会があればお聞きする。

(ウ) 個別支援計画

立案→実施→再評価→立案のシステム、期間設定、検討会議等

★児童・利用者の担当のシステム（部屋別 or 複数担当制等）についてその考え方と実際の状況を学ぶ。

(エ) 年間行事

年間行事計画等

(オ) 外出・外泊

実施状況

⑤その他

ア 家庭訪問 — 頻度、目的

イ 職員会議の種類と役割 — 各会議の目的、内容

ウ 苦情処理の体制 — 苦情処理のシステム、事例

エ チームワーク

★一人の方の生活に複数の職員が関与するために、職員間で統一した支援が要求される。どのような苦勞と工夫がされているのか学ぶ。

5. 障害児（者）関係施設実習の一日の流れ

月 日 ( )	天候	検印	施設長	指導者
実習の対象 : たんぼぼ組 高校生～35歳までの女子 6名				
今日の実習目標 : 生活日課を通して、子どもたちの生活の状況を把握する				
時間	1日の流れ		実習の内容	
6:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>起床</li> <li>・Oさん目は覚めているが蒲団の中にいて起きてこない。</li> <li>・着替え、うがい、洗面、</li> <li>・着替えが終わってから、洗面所に行き、顔を洗って歯を磨く。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「おはよう」と言葉をかけながら、カーテンを開ける。</li> <li>・個別に言葉をかけ、通学生のAさんに起きて着替えるように伝える。</li> <li>・Nさん、Hさんには、着替えの支援を行う。</li> </ul>	
7:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝食</li> <li>・それぞれ自分の席で朝食を摂る。</li> <li>・歯磨き</li> <li>・登校準備</li> <li>・カバンの中や、連絡帳を確認する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食の時間になってもOさん着替えが終わっていなかったため、急ぐように声をかけ、食堂に向かう。</li> <li>・Nさん手づかみで食べるため、食事の支援をする。</li> <li>・順次歯磨きの支援を行う。</li> <li>・Aさんは歯磨き後学校準備～ズボンが前後反対になること多いため確認する。連絡帳を入れカバンを渡すと紐で遊び笑顔になる。</li> <li>・玄関で待っている間、靴のかかとを踏んでいるので言葉をかけ直してもらう。</li> <li>・健康状況の確認、皮膚科塗り薬塗布等行う。</li> </ul>	
8:00	職業棟に行く利用者の方は、テレビを見るなど自由に過ごす。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院の決定</li> <li>・職業棟に行く前に排泄、身だしなみを整える。</li> </ul>	
8:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝の居室支援(登校準備・排泄等)</li> <li>登校</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Fさんとトイレに行く、トイレットペーパーを全部使ってしまうせいかFさんの方から手を引いていく。1～8まで数え「おしまい」と言う。</li> </ul>	
9:00	(スクールバス停まで徒歩)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝のミーティング</li> <li>・それぞれの職業棟へ参加</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Fさん次の行動へ移るのにその都度指示待ちのため「終わり」をきちんと伝える。</li> </ul>	
9:20	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前の職業活動開始</li> <li>・職業活動の状況を観察し、作業手順に沿って支援する。途中でトイレに行く利用者の方の見守り支援をする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Hさんがトイレに座り「ここでおしっこしようね」と便器を軽く叩く。すぐ立ち上がろうとするため、歌をうたうとリズムをとり排尿することができた。本児の目を見て微笑み大いにほめる。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>お茶タイム(水分摂取)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Nさん水分が苦手のように顔をそむける。「美</li> </ul>	

10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業棟では、A組木工・B組水耕栽培・C組と各グループに分かれて活動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>味しいよ」と声を掛けるがなかなか飲んでくれない。一口の飲み始めるとスムーズに飲む。</li> <li>・Nさん（木工作業）は、ねじ回しを電動ドライバーでやる時は集中して行うが、手で回し始めると集中力が続かない。</li> </ul>
11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前の職業活動終了</li> <li>・手洗い、洗面、手指の消毒</li> <li>・昼食準備</li> </ul>	
12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食</li> <li>・それぞれ自分の席で昼食を摂る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Oさん朝食同様時間がかかる。「いただきます。食べますよ」と伝えても鼻歌をうたっている。「1.2.3 終わり」次の行動の指差しをすると少し動き出す。どのように伝えるのか工夫が必要。</li> </ul>
12:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> <li>・それぞれの職業棟へ向かう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Fさん作業中も体を震わせ作業が進んでいない。Fさんが作業に集中できるよう目の前で作業して注意を引くと始めるが、数分後には自分の好きな遊具に興味がる。</li> </ul>
13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後の職業活動開始</li> </ul>	
14:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業活動の状況を観察し、作業手順に沿って支援する。途中でトイレに行く利用者の方の付添介助をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさん着替えを渡すと、自分で着替える。できたことを共に喜ぶ。</li> <li>・部屋で遊具を使って遊ぶ。</li> <li>・Yさんピップつなぎができ驚く。輪つなぎの要領で行うのだが、上に止める部分を苦にしていなくて、「Yさん、Yさん」と声を掛けただけで持つ方向を変えて20本までつなぐことが出来た。好きな香水を少しつけ臭いがかいで満足している様子だった。</li> </ul>
15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業活動利用者おやつ、水分補給</li> <li>・学校生下校迎え</li> <li>・学校生着替え、洗面、おやつ</li> <li>・自由遊び</li> <li>・午後の職業活動終了</li> </ul>	
16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、洗面</li> <li>・自由遊び</li> </ul>	
17:20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夕食</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんお箸を右手、左手と使い分けている。左手に持った時は右手で手ずかみしているの、右手をさすり、「お箸は右手ですよ」と促した。</li> <li>・Fさんは、頑張って自分で体を洗っていた。やや不十分なため言葉をかけ洗体支援をすると、嬉しかったのか「〇〇さん～」と言いながら笑顔である。時々動きが止まるのは小発作（テンカン）であることを教えていただく。きちんとイスに座ること、泡があると滑りやすいので、注意するよう指導を受ける。</li> </ul>
18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> </ul>	
18:20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤者引継ぎ</li> </ul>	
18:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴</li> <li>・順次グループ毎に入浴する。</li> </ul>	
19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由遊び</li> <li>・入浴後お茶タイム（水分摂取）</li> <li>・就寝前の投薬者服用</li> <li>・就寝</li> </ul>	
21:00		
22:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Yさん、Nさん～就寝前の薬を服用する。</li> <li>・退勤</li> </ul>

## 第5章 実習記録

### 1. 実習記録の意義

実習記録は自分の実習体験を通して考えた事、感じたこと、教えられた事等を実習日誌に記録する事である。この事は実習によって学んだ事を自己の内に築く貴重な機会であり、実習指導担当者の指導・講評・助言等によって福祉（保育）に対する考え方をより主体的に客観化した知識として獲得する機会になる。また実習後の新たな学習を進めていく場合の貴重な資料になる事を意識し丁寧な実習日誌の作成に努めなければならない。

- ① 実習日誌は実習の流れを総括的に把握し実習過程に於ける様々な面から自己洞察を行なう上で非常に重要な材料となる。
- ② 実習終了後自分を客観的に振り返り、今後の課題を明確化し、知識と実践との有機的結合を図る上でも重要な意義を持つものとなる。
- ③ 実習を組み立てていく上で「ねらい」を書くことによって自分の一日の目標や行動について考える事が出来る。
- ④ 実習日誌は一日を振り返り次の日への目標設定、行動の意識化となる。

### 2. 実習日誌の書き方

- ① 施設実習は種別が多いため、それぞれの施設の特徴的なサービス等の流れを踏まえなるべく種別ごとに画一的ではない記載方法とする。
- ② 施設実習日誌は「実習の目標」「一日の流れ」「実習の内容」「反省・感想」「質問」「指導者欄」等からなっている。「指導者欄」以外は実習生が記入する。
- ③ 一日の流れは実習の対象となっている利用児（者）の行動,利用児（者）の集団生活,保育者の利用児（者）への働きかけなど時間の経過にしたがって記入する。
- ④ 反省、考察は一日の実習を振り返って記録する。又質問に対し指導していただいた事も記録する。
- ⑤ 考察には自分の意見を率直に書く。その際「凄いなと思った」「どうしてかな」「嫌だった」等の曖昧な表現は避ける。誰が読んでも理解出来る内容とする。
- ⑥ 文章は要点を絞り要領よく簡潔な文章で記録する。誤字、脱字、あて字に注意し、分らない漢字や熟語は辞書を引く。訂正箇所を横線で消したり、ホワイトを使用したりしないように書く。必要な場合は下書き用紙を利用する。
- ⑦ 日誌は公的な記録であり万年筆かボールペンを用いて記入する。プライバシーには十分留意するが場合によっては個人名を書く時はどのように記入するかを施設の実習担当者に確認する。

## 第6章 実習生の注意・心得

### 1. 施設実習の注意

- ① 実習する施設について、パンフレット、見学（可能な場合）等を通して事前に理解を深めておくこと。
- ② 実習施設および日程が決まり次第、事前に訪問、電話、手紙などによって挨拶をすると同時に、準備すること、実習に必要な携行品などを聞いておくこと。複数で実習する場合には、代表者が実習先職員と連絡を取ること。
- ③ 泊り込みの実習の場合には、実習施設への到着は前日の日中になるようにつとめること。
- ④ 宿泊の場合は、実習施設への到着時刻はあらかじめ連絡しておくこと。
- ⑤ 施設実習を実施する場合には、生活環境が一変するので、健康に留意し、コンディションを整えて実習に臨むように心がけること。
- ⑥ 実習中は施設職員を見習い、言葉、態度、服装など児童への影響を常に配慮すること。
- ⑦ 実習に際しての服装は、華美にならず、活動しやすく、清潔な服装を心がけること。
- ⑧ 特定の児童との個人的交流や品物のやり取りはしないこと。実習終了後の交流（文通）なども、施設長の承認を得ているもの以外は行わないこと。
- ⑨ 実習のための携行品  
筆記用具、メモ用紙、寝巻き、シーツ、枕カバー、着がえ、洗面用具、洗濯用具、コップ、箸、靴（上履き、下履き）、エプロン、炊事用三角巾、マスク、スラックス、帽子、印鑑、健康保険証または写し、国語辞典、実習施設から特に指示された携行品
- ⑩ 携帯したお金は責任を持って管理すること。

### 2. 実習生の心得

実習施設では本務多忙の中、実習生を受け入れ、多くの時間と労力をかけて指導してくださっており、その厚志に対し終始まじめな気持ちと明るい態度で、乳幼児・児童はもちろんすべての職員に接する心構えが必要である。以下実習にあたっての全般的留意事項をあげる。

- ① 実習生という立場であっても実習中は実習施設の職員に準じた気持ちを持ち、その責任と義務を果たし、勤務はどこまでも厳正でなければならない。従って実習生であるからという甘えた態度や無責任な言動は絶対に慎むこと。
- ② 各実習施設にはそれぞれの方針がある。実習活動のすべては園長および職員の指導・指示のもとに行い、独断専行的行動は慎むこと。
- ③ 実習中は園の規定や方針に従って行動すること。いつも真面目で、熱心に、学ぶことは大切であるが、同時に謙虚でなければならない。また、意見を述べることもよいが、自我を通す態度や反抗的態度は厳に慎むこと。
- ④ 与えられた仕事や課題は責任を持って完遂することはもちろんであるが、与えられた仕事でなくとも、差し支えない範囲で積極的に参加し、自ら進んで仕事を求める態度が好ましい。

- ⑤ 実習施設で知りえた事を外部に話すことは厳に慎むこと。(守秘義務)
- ⑥ 実習中は節度をわきまえて、職員の中にとけこみ、日常の保育士としての言動や人間関係のあり方を学ぶ。
- ⑦ 指導者の助言は素直に受け入れ、分からないことは質問し、確認理解の上行動すること。
- ⑧ 利用児(者)に直接、関わる時は、無用な圧力や負担を与えないよう最善の準備と配慮をすること。
- ⑨ 利用児(者)に対し、実習施設の指示、指導以外のことを無断で行ってはならない。必ず指導者の指示や許可を受けて実施すること。(例・代理者出迎えに対する処理、研究調査等)
- ⑩ 利用児(者)の引率において、実習生は補助的立場で参加となるが、子どもの大切な生命を預かるのであるから、実習生のみで軽々しく行うことは絶対に避けなければならない。
- ⑪ 実習中の勤務時間は実習施設の指示に従い、時間を厳守するとともに遅刻、早退は必ず園長に届け出ること。また、やむをえない場合の欠勤は事前に届け出るとともに学校にも届け出ること。
- ⑫ 器具、教材、物品などは、公私の別を明らかにすること。例えば、実習施設のスリッパを借用することや用紙などを使用するなどの無神経、無作法な行為は慎むこと。また、楽器の練習をする場合も許可を得て使用すること。
- ⑬ 服装は活動しやすいものであること。長い髪はしばり、アクセサリ類は必ずはずすこと。また靴など履物も動きやすいものとする。表情や言葉遣いにも留意し、自らの行ないがまわりにどのように受け入れられているか考えて行うこと。
- ⑭ 健康には特に留意し、学びの多い充実した実習ができるようにつとめること。
- ⑮ 実習の終了に際しては、施設長をはじめ実習施設のすべての職員に心から感謝の意を表し、使用させていただいた部屋や机などの清掃をし、丁重な謝辞を述べて退出すること。

## 第7章 施設実習終了後の整理

### 1. 実習報告会

- ① 全ての実習を終了した後、実習報告会を実施する。事例を通してその場にはいない人でもより具体的な理解や想像できるように話す。又他の学生の報告を聞く事で福祉施設の多様性を理解し自分の体験した実習を省みる機会となる。
- ② 実習を行なったグループ等の状況（年齢や性別、クラス人数、訓練作業内容）又は独自の支援方法（グループホーム・在宅援助・地域触れ合い等）具体的な支援活動として（作業・食事介助・入浴介助・室内清掃・生活指導・学習指導等）どのような事をしたか。
- ③ 地域との関わりがどのようになされていたか。
- ④ 施設において個人のプライバシーはどのように守られていたか。
- ⑤ 利用者との関わりの中で難しいと感じたこと、困った事、うれしかった事、それ等にどのように対応したか。
- ⑥ 職員と接する時どのような事に配慮すると良いのか。
- ⑦ 職員との関わりの中で戸惑った事は何であったか、それに対しどのように対応したか。
- ⑧ 実習中の態度や姿勢について職員から指導を受けた事はどのような事か、何故そのような指導を受けたのか、又職員から誉められた事、よく評価された所はどのような内容か。
- ⑨ 実習の中での課題と疑問で解決していない事は何か。
- ⑩ 今回の実習で気付いた事、発見した事は何か
- ⑪ 実習を終えてみて事前に学んでおけば良かったことは何か。
- ⑫ 事前指導であったらいいと思う内容は何か。
- ⑬ 施設実習から学んだ事は何か、それを今後どのような場面で活かしていこうと思うか。
- ⑭ 自分の足りなかった事は、それを今後どのように補っていこうと思うか。

### 2. 実習反省会と個別相談

- ① 実習終了時、園長、実習指導担当者、その他の職員と実習生による反省会が持たれる。実習生は予め実習期間中の体験を整理し積極的に学ぶ姿勢をもって反省会に出席するよう心がける。そこで指導された事は今後の学習や研究、自分の進路を考える際に役に立つ事を認識し、真摯な態度で受け入れる。
- ② 個別指導に関しては、実習日誌及び実習後のレポート、実習施設からの評価を踏まえて個別面談を行ない、良かった点、気を付けなければならない点、自己変化、特に問題があった場合は何故そのような状況が生じたのか、又今後どのように活かして行けるかという事を整理する。

### 3. 実習発表会（後輩への指導）

- ① 実習施設を種別毎に理解できるよう概要の説明、利用児(者)さんへの関わりの視点、気を付けなければいけない態度及び言葉遣い、健康管理へのアドバイス、完全実習（部分実習）に関する準備と助言等。
- ② 楽しかった事、嬉しかった体験、悔しかった出来事、辛かった事、満足した事、充実感を味わえた事、利用児(者)と接する上での心遣い、こうすると良かった等を具体的に事例で伝える。
- ③ 実習準備及び最低身に付けておかなければならないマナーや言葉遣い、態度、挨拶、掃除の仕方や洗濯の仕方などを具体的に伝える。

### 4. お礼状の送付

正式な文章の書き方が分からない、苦手と思う学生は、文章の書き方や手紙の書き方集の文をそのまま使うと実習施設に対して同じような語句で始まり、同じような語句で終わるような内容となる可能性がある。こうした例文集の表現は何処にでも通用するような形式的な文章になっていて、学生の気持ちが伝わりづらく逆にわざとらしさを感じさせる。手紙としての体裁よりも実習生として、現場で勉強させていただいた事、職員の方に対しても、忙しい中、時間を取ってご指導いただいた事に感謝の気持ちを伝える事が一番大事である。

お礼状は心を込め、出来れば文中に実習中のエピソードや学んだ事を具体的に書くといい。礼状文例集から抜粋したような立派な文章でなくても感謝の気持ちで学生らしい健全な文章であれば気持は伝わる。

- ① 出す時期を逸しないよう出来るだけ実習終了後1週間～10日以内に出す。
- ② お礼状は必ず封書で出す（ハガキは失礼）。
- ③ 必ず個人として書く（数人で実習しても連名で出さない）。
- ④ 便箋は白の無地（飾りやイラストのないもの）、封筒も同様縦書きで丸文字は避ける。
- ⑤ 誤字、脱字、ラ抜き言葉などを防ぐため、必ず辞書で確認してから清書する。
- ⑥ 文体は敬体（ます調）にする。

## 補 遺

### 1. 実習施設からの要望

**Q. 実習を行う前に準備しておかなければならないことを教えてください。**

#### <社会的養護施設>

- ① 児童養護施設の保育士としての一般的な考え方や養護児童の傾向などを学習して  
くること。
- ② 現在の要養護児童の発生の背景にあるものをよく理解されたい。
- ③ 施設養護の原理、内容を十分に自己の理論として確立されたい。
- ④ 児童養護施設とはどのような施設か、入所している児童の理解。
- ⑤ 「社会に適応できる子ども」「自立」が目標である。児童の養育、教育、治療が毎  
日の生活全般の中でなされ、多くの経験、体験をさせながら、仲間を大切に、協  
力し合う、思いやり、耐える力、ものを大切になど、職員は養育に大きな目標と  
責任を持って児童と接している。児童の見方、職員の児童に対しての目的を把握  
し、職員側にたって児童を見る目を持って実習に入ってもらいたい。
- ⑥ 幼、小、中、高校生と多種多様な児童を指導しているので、より適切に学習・指  
導できるよう自己努力されたい。

#### <障害児・者施設>

- ① 児童福祉法および児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などを学んでおいて  
ください。
- ② 貴大学の社会的養護等で学んだ知的障害児の病理・教育について復習をしてくだ  
さい。
- ③ 規則正しい生活リズムとはどういうことなのか、自分の生活を顧みて、事前に考  
えておいてください。
- ④ 知的障害関係の理解につながる本を読んできてもらうこと。
- ⑤ 障害児についての学習と同時に、健常児の発達についてもしっかり学習してく  
て下さい。
- ⑥ 発達についての学習、障害についての学習。
- ⑦ 現場学習なので第一は体力、そして気力である。その心構えと共に課題をしっか  
り持ってきて頂ければよろしいと思う。知的障害・自閉症について学習してく  
て下さい。
- ⑧ 子どもの発達に関することや障害・障害児者の理解を深めていけるような学習を  
してくるとよいと思う。
- ⑨ 子どもの発達段階の特徴を学習してくて下さい(特に0歳～1歳半、3歳～5歳)。
- ⑩ 脳性麻痺(マヒ)について把握しておくこと。
- ⑪ 乳幼児心理学、発達心理学より0歳児の運動発達及び2～3歳、4～5歳児の自我  
形成の部分を読んで理解をしておくこと。

Q. 貴施設で実習を行う場合、実習生が特に留意すべき事柄、注意すべき態度、行動について、また実習にふさわしい服装、持参すべきものについて教えてください。

### <社会的養護施設>

- ① 実習の目的を明確にし、自己の実習目標を必ず持つように願いたい。
- ② 実習態度・行動は、自己の実習目標が明確にされれば自ら定まると思う。
- ③ 派手な服装でないこと（来園時）。
- ④ 実習中は、長髪の方は束ねて下さい。
- ⑤ 化粧をしたり装飾品を身に付けたりしないこと。
- ⑥ 不要な金品は、所持しないこと（必要以上のお金、プリクラなど）。
- ⑦ 私用の電話は、極力控えること（携帯電話等は実習中には、身に付けない）。
- ⑧ タバコは禁止が原則である。どうしても吸いたい方は、許可された場所で（隠れて吸うことは絶対やめて下さい）。
- ⑨ 実習中は、園の規則を守ってもらう。もし、規則を守らないようなことが生じた場合は、直ちに実習を中止してもらう。
- ⑩ 受容する心は大切。しかし一時的な哀れみや感情で接することは慎み、正しい関係で接してほしい。
- ⑪ 施設には施設なりの生活リズム、施設の方針、担当者の方針がある。無視するような行動をとらない。職員とよく話し合いをしながら行動する。
- ⑫ 室内の清掃、整理整頓、喫煙、勤務時間外の行動など生活態度に乱れないよう気を付けること。
- ⑬ 異性の友達の来訪を慎むこと。
- ⑭ 児童に金品を渡さぬこと、要求があってもはっきりした態度で断ること。
- ⑮ 児童の入所理由などプライベートなことは、興味本位で他人に話をしないこと（守秘義務の原則）。
- ⑯ 携行品
  - ・シーツ（洗濯をすればよい施設もある）
  - ・枕カバー（バスタオルでも可）
  - ・洗面用具・印鑑・エプロン・運動靴（内と外用）・名札（エプロンなどに布で縫いつけたものが望ましい）
  - ・健康保険証（番号を控えておく）
  - ・服装は運動しやすいもの（ジャージ、トレーナー、Tシャツなど）
  - ・国語辞典
  - ・筆記用具
  - ・海水浴、プール遊びをする場合は、水着やスリッパなど
  - ・薬
  - ・洗剤
  - ・その他自分が必要と思われるもの

### <障害児・者施設>

- ① 学園の指導方針を理解し、職員の指示に従って実習を行う。
- ② 実習日誌の記録は、具体的に正しい字句で記入し、毎日指定された場所・時間に提出すること。
- ③ 服装などは、清潔で動きやすいものを着用して下さい。
- ④ 積極的に行動してほしいと思う。
- ⑤ 知的障害児などという言葉や定義にあまり惑わされず、子どもに接する心を大切にして下さい。
- ⑥ 積極的に学んで下さい。そのためには、問題意識を持って、一つ一つのことをしっかりと理解すること。そのような態度がより実習を効果あるものにすると思う。

- ⑦ 一般的にではなく、特に積極的に子どもに関わっていく態度が必要である。
- ⑧ 疑問や感じたことなどは、日々、日誌あるいは口頭でもよいから、きちんと担任と話し合うようにして下さい。何となく過ごしてしまわぬようにする。
- ⑨ 服装については、子どもと思いきり遊ぶことができるような動きやすいものとし、汚れる場合もあるので、着替えも用意された方がよいと思う。
- ⑩ 体験実習など、自分で考え、責任を持って積極的に参加して下さい。
- ⑪ Tシャツ、ジャージ、トレーナーなど動きやすく洗濯のしやすいものがよいと思う。ネームプレートを付けて下さい。明るい態度、生き生きした表情でお願いしたい。
- ⑫ 子ども達の方から大人に関わりを求めてくることは少ない状態であるので、積極的に子ども達の中に入っていくことが必要である。早く園や子ども達に慣れて、伸び伸びと力を出していけるとよいと思うが、学び場所として私語や勝手な行動は避けて、良い意味での緊張感を持って望んでほしい。
- ⑬ 理由なく遅刻や休むことはしない。
- ⑭ 職場ではいつも快活に挨拶する。
- ⑮ 素直に「ありがとう」「ごめんなさい」が言えるように心掛ける。
- ⑯ 会話は外部の人が聞いても快い響きを持つように留意する（表情、身のこなし、身だしなみ、言葉を美しく見せる努力を忘れない）。
- ⑰ 積極的に子ども達にアプローチし、子どもの行動を発達に沿って分析すること。
- ⑱ 指示された事柄だけを実行するのではなく、自発的に行動するよう心がける。そして、報告する。
- ⑲ 自発的な行動を期待する。積極的に子どもへのアプローチを心がけると同時に、子どもの活動分析に専心し、変化に気付くこと。
- ⑳ 実習生は、自ら積極的に担当者と話し合うなど、職員との人間関係も大切。

Q. 貴施設で実習を行う場合、実習生として望ましい態度、姿勢といったものについて、どのようにお考えでしょうか。

### <社会的養護施設>

- ① 施設保育士、保育所保育士、幼稚園教諭と、職種は色々あると思うし、実習生自身の希望の進路もまちまちだと思う。実習生の中によく「私は、保育所保育士を希望しているので施設に勤めないからいいのだ」と投げやりな態度で実習に臨む学生が、時々見受けられる。将来の方向はどうであれ、実習生として与えられた一つのチャンス（実習）を確実なものとして受けとめられるような態度で、是非来園してほしいと思う。
- ② 実習内容など、その効果をより向上させるには、積極的に養護を理解する姿勢が必要と思う。
- ③ 子ども達と積極的に関わること。質問し、研究意欲があること。施設の決まりを守ること。
- ④ その場、その日のうちに解決をしようとする姿勢が欲しいものである（今日することは明日に延ばすな）。
- ⑤ 職員と児童の人間関係、心の絆は毎日のごく当たり前の小さな触れ合いから生まれます。起床から就寝まで、生活全般の中で職員と児童がどのように触れ合い、汗と涙と笑い声、時に感情をぶつけ合い、共に生きるということはどういう事で何なのか実際に目で見、体験し、生活様式の価値観、働くことの意義をしっかりと学ぶ。

### <障害児・者施設>

- ① 明るく元気に、常に研究的態度を持って取り組んで頂きたい。
- ② 実習中は、大きな声ではっきりと話をし、言葉使いは正しく発言して頂きたい。
- ③ 問題意識を強く持って頂きたい。
- ④ よく理解できないことは、その場で尋ね、職員とも積極的に話をする。
- ⑤ 子どもとは、優しい態度で接し、よく話を聞いてあげる。
- ⑥ 短い実習期間を意義あるものとするには、何と云っても子どもの中に自分から飛び込んでいく姿勢が大事である。そうすることによって、子どもの姿が見えてくるものである。その中で、子どもの反応を良く見、問題点や課題をしっかり持ち、次の関わりを考えて下さい。食欲に学び取るという姿勢が大切である。
- ⑦ 子どもに夢中になって、向かって行くこと。
- ⑧ 仲良しグループで実習に当たらず、各々の考え方を生かすこと。特に仲良しグループ意識は、実習の内容を壊してしまう。

Q. 貴施設で実習を行う場合、実習生に実習からどのようなことを積極的に学び取ってほしいとお考えでしょうか。

### <社会的養護施設>

- ① 2歳～18歳までの年齢差のある子ども達、家庭から親と離れて生活している子ども達にとって、親に代わる我々保育者が、「子どもを育てる」という難しさを自分の実習を通して感じ取ってもらいたい。特に、「育てる」ということを。着せて、寝せて、食べさせる事は、保育士という専門の職種でなくてもできると思うが、「心を育てる」という事が今の養護児童に、一番育ててやらなければいけないことだと私は思っている。そういう面で「育てる」という難しさを感じ取って頂きたいのである。
- ② 現在の児童養護施設の実態、機能、社会的役割などや現在の要養護児童の発生の要因とその背景を学んで欲しい。
- ③ 養護に対する自己理念の確立。
- ④ 職員スタッフの機能、役割。施設養護の専門性。児童観（正しい理解）。
- ⑤ 保育士、指導員の子どもの接し方。
- ⑥ 子どもに対して、実習生の得意としていることを如何に発揮できるか。
- ⑦ 目的意識をはっきり持ち、積極的に学ぼうとする意欲と研究心、疑問に思うことや分からないことは、質問する姿勢を持って欲しい。
- ⑧ 指摘されたことに対して素直に聞き入れる謙虚な気持ちと態度。
- ⑨ 児童の対応、観察は目先にとらわれず、先を見通したものの見方をし、職員の立場に立って指導して欲しい。

### <障害児・者施設>

- ① 子ども心の動きを大切にすること。
- ② 施設の役割を広く浅く理解するとともに、障害児教育について個人別に能力や障害に応じた、具体的な指導目標に対する指導技術を学び取って頂きたい。
- ③ 障害児の理解 … どのような子どもであるか。  
施設の理解 … 施設は何をする所か。どのように養育がなされているか。子どもがどのような生活をしているか。

仕事の理解 … 障害児を育てていく中で、職員（養育者）にはどのようなことが要求されるか。日常の仕事も含め、養育するということは、子どもの何を育てていくのか。本質的なことの一端に触れて頂きたい。

- ④ 子どもを育てるという事は、自分もどう生きるかという事につながっている。実習を契機にもう一度、自分の生きる道についてしっかりと考えていける事が出来ればと思う。
- ⑤ 子どもと積極的に関わる中から、子どもと共に一つの遊びの中で「楽しいネ」という気持ち（共感）がもてればよいと思う。
- ⑥ 積極的な関わりの中で、子どもをしっかり捉え、学園の役割、そして父母、職員のあり方についても学んで欲しい。
- ⑦ 広く障害乳幼児の諸対策の現状や課題についても学んで欲しい。
- ⑧ 実習を通して、「子どものため」等という前に「自らを鍛える、自分のために」という自らの人格形成に関わる視点をもって欲しい。そんな保育士像をお互い学んでいきたいと思う。私達にも、新鮮な角度から問題を投げ掛けて下さい。
- ⑨ 共に学ぶ姿勢。知恵遅れの人たちの人間としての生き方をどのように支えていったらよいのか、ノーマライゼーションの真の意味を考えて学んで欲しい。
- ⑩ 実習を行うに当たって、自分がそこで何を学びたいのか、知りたいのか、「課題」を持つ事が必要に思う。ただ、毎日を過ごし、こなしてしまう実習に終わらせず、一生懸命に向かっていく姿勢が大切と思う。  
また、色々疑問に思う事や分からない点があれば、そのままにせず積極的に聞いて欲しいと思う。子どもと向かい合い、関わり方を学ぶ中で子ども達の理解を深めて欲しい。
- ⑪ 利用者（入所者）の幸せの全ては、直接タッチする私達のパーソナリティ（性格、人間性）とか職業観などによる事が大きいようである。実習中は園内の大まかな流れを掴む事だけで終わらせず、知的障害観とかそれにふさわしい教育観のようなものを掴んで頂ければと思う。
- ⑫ 実習生の皆さんより年上の方も随分いるが、生活経験は豊富な方たちである。大人としてのプライドは当然あるので、その辺の事をよく考えて接して下さい。
- ⑬ 実習生自身、目的を持ち実習に当たることが、学ぼうとする自覚につながる。
- ⑭ 実習の期間は短いが、この中で自分自身、何を目的として実習に来たのか、自覚して欲しい。
- ⑮ 実習は、学び取ることで教えることではないと思う。そのような気構えで実習をして欲しい。
- ⑯ 指示される事項には、非常に順応しているが自ら課題を創造し、自己研鑽から疑問点を探求する姿勢を望む。
- ⑰ 障害児を知ることは、子どもの発達線上で理解すべきで、障害児は独立して存在しない。すなわち、ハンディを持った子供はいるが、障害児はいないということである。従って、特別なカリキュラムはあり得ない。ただし、子どもの育ちを援助する方法や展開への配慮は、子どもによって異なり画一ではない。

## 2. 後輩への実習アドバイス

### 〈社会的養護施設〉

- a-1 実習先の施設について、どのような人がいるのか少しでも調べておいた方がよい。また、実習中空いている時間は、しっかり睡眠をとった方がいいと思う。
- a-2 子どもと関われる時間を上手く作ること、どのように短い時間で関わるかということとはとても難しいが、重要だと思った。
- a-3 体調管理をしっかりして毎日元気に子どもと関われるようにするといいと思う。疲れていては、学ぶことに頭が回らなくなる。
- a-4 簡単な遊びを知っておくといい。ピアノも何曲か弾けるといい。あとは子どもと真剣に向き合って自分の想いを伝えられるように。
- a-5 精一杯やる気を出して頑張れば、得られるものは大きいと思う。普段の日常では気が付かないことがたくさん理解できると思う。
- a-6 積極的に子どもと関わると今まで自分が気づかなかったことが見え、得るものも大きいと思う。
- a-7 冬期は外で雪遊びをすることがあるので、スキーウェア・長靴を準備すると良い。
- a-8 幼児部では、手遊びや絵本などを用意しておいた方が子どもたちは喜ぶので、準備しておくと思う。
- a-9 些細なことでも疑問や関心を持ち、職員の方々に聞いてみると、より自分のためになると思う。児童養護施設に興味のある人は特に、福祉に関する知識をより深めてから実習に臨むとより充実した実習になると思う。
- a-10 手遊び・歌・絵本など用意できるものを一つでも持っていくと、子どもたちと関わるきっかけになると思う。
- a-11 やはり、積極性は大切だと思う。職員の方の態度や自分への言葉に関しても必ず受け入れる姿勢と、実習させていただいているという謙虚な気持ちが大切だと感じた。職員の方が正しいと思って真似をして、それに対して注意を受けることがあり、正直、疑問には感じたけれど、やはりそれも一つの意見として受け入れることが必要だった。
- a-12 福祉制度に関する幅広い知識を改めて勉強し直していった方がいいと思う。
- a-13 職員も忙しい中実習生を受け入れているため、十分な指導はないかもしれないが、積極的に子どもたちと関わっていくことがとても重要だと思った。
- a-14 不安が大きいと思うけれど、子どもからきついことを言われてもその背景にあることを理解して、明るく接すればいいと思う。とにかく楽しむこと、積極的に行動することが実習を充実させることの鍵だと思う。
- a-15 オリエンテーションの日に実習で学びたいことを聞かれるので、考えておいた方がいいと思う。私は、「幼稚園・保育園・施設の違いを知る」という目標を立てたので、幼児クラスに入れてもらった。
- a-16 通所だったが、早番・遅番もあり、慣れないうちは辛いと思ったけれど、それも気持ちの問題から来るものだと思うので、早く楽しいと思えるように子どもと関わり、行動していくことが大切だと思う。
- a-17 先生の動きや、一日の流れを早く把握したほうがよい。
- a-18 学童に対しては、学習指導を行うことがあるので、特に国語・算数は説明してあげられるようにしておくといい。

- a-19 「積極的に」というのはとても難しいことだが、とにかく一日も早く自分を出すことができるように努力すると思う。
- a-20 疑問に思ったことはメモなどにとって、時間があるときに積極的に聞いた方がいいと思う。
- a-21 施設実習は保育所・幼稚園とは違った気持ちで挑んだ方がいいと思う。
- a-22 連絡を早めに。身上書に写真を貼ること。「子ども家庭福祉論」等を学んでおいた方がよい。
- a-23 言葉遣いには特に注意すること。健康管理。積極的な態度。
- a-24 指文字や簡単な手話は日常生活を送る上でよく使用した。
- a-25 一生懸命子どもと向き合っていけば、必ず何か得られると思う。実習に行くと、私たちは“先生”という立場になるけれど、あくまでも、子どもたちからも学ばせてもらっている上での先生であるということをお忘れずにいて欲しいと思う。その人その人に合った関わり方を頑張って見つけて欲しいと思う。
- a-26 一番は体調に特に気をつけることだと思う。そして職員の方にはもちろん、子どもたちに対しても「実習させていただいている」という感謝の気持ちを忘れずにいることが大切だと思う。また、楽しむことも重要だけれど、自ら考え問題提起していくことが重要だと思う。
- a-27 毎日反省会を行えるわけではないので、聞きたいことなどはメモをとっておくと良いと思う。
- a-28 児童養護施設は、あくまでも子どもたちの生活の場であるため、保育ではなく、養育ということをしつかりと頭に入れておくと思う。また、子どもたちと本気で一緒に遊び、同じ気持ちを共有することが信頼関係を築く土台だと感じた。
- a-29 先生から何も言われなときは子どもと話したり、子どもの様子を見たりすることで学んでくださいと言われた。対応の仕方に早くなれると、子どもたちと仲良くなってきて、良い実習になる。
- a-30 一生懸命やることで、自分の欠点なども見え、それが学びにつながるので、一生懸命やるのが大切だと思う。実習先には一人で行くよりも他の人もいた方が色々話し合ったりして視野も広がりいいと思う。また、日誌を決めた時間に書くようにしないと身が持たないと思う。
- a-31 あまり構えすぎず、いつもの自分で子どもたちに接し、とにかく多くの子どもと仲良くなるのがよいと思う。実習生にはそこまで難しいことを要求しないように思う。実習生として、実習生にしかできない子どもとの関わり方をするのも良いと思う。
- a-32 実習に行く前に施設のことや、どのような子どもたちが生活しているのかをしっかりと理解して実習に行くと思う。
- a-33 児童養護施設では、色んな子どもがいるので、大変でも勉強しに来ていると思っただけで子どもに関わることが大切だと思った。
- a-34 一番大切なことは、子どもたちの立場になって物事を考えること。自分本位に考え子どもをコントロールしようとする、やってくれないときに「どうして？」という怒りの矛先を子どもに向けてしまう。「なぜ、こんなことを言ったのか、したのか」ということを考えていくことが大切。
- a-35 構えすぎると子どもにもそれが伝わるので、若干リラックスして臨む方が良い。先生方も、“何かを教えよう”と気合いの入りすぎた実習生はやりにくい、ということ

を漏らしていたので、楽しく明るくできるようにしたらよいと思う。笑顔でいれば、子どもは寄ってくる。

- a-36 施設側がどんな人を求めているのかはよくわからないが、とにかく積極的に行動し、自分らしさを出すと間違いないと思う。また、きつく指導され辛いこともあると思うけれど、それをプラスの方向に持って行けるように頑張りたいと思う。不安な気持ちなどは子どもにも伝わってしまうので、いつも笑顔で。
- a-37 基本的な生活の技術は持っていた方がよい。掃除、洗濯、洗い物、包丁を使うこと、日常生活で出来なくてはいけないことは出来るように。包丁を使えない人は、最低でもリンゴの皮をむけるように。
- a-38 手話は出来なくても、実習は行えるが、施設内では当たり前のように手話が飛び交っているし、口の動きを読めない入所者もいるので、少しでも手話が出来ればよいと思う。また、グループホームやデイサービスに見学に行かせていただけるので予備知識があるとよいと思う。
- a-39 施設は子どもたちの生活の場なので、清潔な空間を作ることと、子どもとの肌と肌の触れ合いをする実習だと思って臨むと良いと思う。子どもの言葉や、園の生活に耐えなくてはならないので、とにかく、強い心を持つことが大切だと思う。
- a-40 子どもが抱えている問題を自分なりに理解し、それに見合った対応をしていくことが必要だと思う。

#### 〈障害児を支援する施設〉

- b-1 何か聞きたいことがあるなら、教えてくれるのを待つのではなく、自分から色々な事を積極的に質問するとよいと思う。
- b-2 精神的に疲れることもたくさんあると思うので、体調管理はきちんとした方がよいと思う。
- b-3 保育士として誇りを持って実習に挑む。大丈夫。様々な園・施設がある。自分を磨く。
- b-4 挨拶や礼儀作法、食事マナーなどを見直してから実習に臨むと良いと思う。
- b-5 体力的には辛かったが、とてもいい経験が出来たと思う。職員の方は親切な方が多かった。遠いけれどオススメ。
- b-6 何事も積極的に行うこと。
- b-7 積極的な態度、健康維持が最重要だと思う。
- b-8 一日一日を大切に頑張る。初めは緊張と不安があると思うけれど、一週間くらい経つと慣れてきて楽しく感じるようになった。ご飯は本当においしくてたくさん食べたい。
- b-9 疑問に思ったことは聞いた方が後々のためにも良いと思う。ただ、声を掛けるタイミングを考えないと迷惑になるかもしれない。
- b-10 障害について、特に自閉症については、少しでも事前に学んでおいた方がよいと思う。そのほうが実習での理解が深まるのではないかなと思う。
- b-11 授業の復習と、体調管理。
- b-12 質問をするとそれ以上のことを教えて頂けるので、積極的に子どもや職員の方々と関わりを持ったらいと思う。素直に楽しんで実習をすると充実したものになると思う。
- b-13 初めてのことで緊張すると思うけれど、2週間は思ったよりも短いので積極的に子

- どもたちと関わるのがとても重要だと思う。私は所属寮で壁面構成、学童保育でもクリスマスの壁面構成をしたので、少し事前に考えておくだけでも役立つと思う。
- b-14 子どもたちと積極的に関わる事ができれば、大丈夫。
- b-15 授業のノートは大切にしておいて見直すなどして実習に備えるべき。そのためにも授業で得るものは大きいので、普段からの積み重ねを地道に行って欲しい。
- b-16 社会福祉論・子ども家庭福祉論のノートに目を通しておくと良いと思う。また、事前に実習中にどんなことを学びたいのか、ということを考えておくと、さらに充実した実習になると思う。
- b-17 指導実習があるならば、使えるようなアイデア（作品作り、手遊びなど）を一つは準備していくべきだと思う。
- b-18 障害についてもある程度は勉強していった方が良いと思う。職員の方は、知っていることを前提に話をしてくれるので、知っていた方が印象はよいと思う。
- b-19 障害関係の法律についての勉強は必要。
- b-20 雰囲気やイメージがわからないまま実習に入るとは思うけれど、不安がらずに全て初めから学ぶという姿勢で楽しむことが一番だと思う。実習生が不安な顔や態度でいると、利用児に伝わってしまうので、堂々としていた方が良いと思う。
- b-21 自閉症に関する情報が欲しくても、職員の方に聞くぐらいしか手段がない。事前の勉強や、持ち物などをよく考えた方が困らないと思った。
- b-22 障害や施設について勉強しておくことと、ボランティアなどたくさん体験しておくことと良いのではないかなと思う。自分が実習する施設についてきちんと勉強しておくことが大事だと思う。
- b-23 施設への理解や知識も必要だと思うけれど、施設内にいる子どもたちをありのままの姿で受け止め、関わることも大切だと思った。障害への知識、安全面への配慮を踏まえた上で、子どもを一人の人間として受け止められるように自分自身が子どもと正直に向き合うことが大切だと思った。
- b-24 何事にも興味を持ち、どんどん積極的に動くことが一番だと思う。
- b-25 あまり緊張しないで、落ち着いた気持ちで臨めばいいと思う。何でも必死になって頑張ろうとするよりは、何か一つ目標を持って取り組んでいった方が、充実感が得られる。
- b-26 実習中は知らないことや出来ないことが多く、たくさん教えていただいた。自分が何も出来ずに落ち込むこともあったが、謙虚な態度で素直に学んでいくことが大切だと思う。歳の近い児童もいて、難しい時期でもあったけれど、心を開いて関わりを持てば大丈夫だと思う。
- b-27 積極的に子どもに関わることも大切だけれど、自分を上手く表現できない子がほとんどなので、どんなことを望んでいるのかを表情や動きなどから見極めるよう意識する大切さを学んだ。介助は戸惑うこともあるけれど、速さは求められてないので、ゆっくり丁寧にすることを心掛けるといいと思う。
- b-28 設定保育があるので少し考えておくと良いが、障害の状況は一人一人違うので、実際に見てみないとわからないこともある。
- b-29 保育園や幼稚園と同じように歌や遊びなどをたくさんストックしておくといいと思う。どんどん自分から積極的に行くといいと思った。
- b-30 実習が始まる前に、自分が行く施設にはどんな児童がいるのかを知っておくと良い。もしも障害があるのなら、そのことについて自分なりに勉強しておくとお実習に入

ってから児童との関わりにも役立ち、施設や児童についての理解もより深めることが出来るように思う。

- b-31 自分から何でも積極的に行動した方がいい。事前に知識を身に付けていくといいと思う。
- b-32 知的にも障害の重い子が多いと聞いていたので、設定保育などの用意をしていなかったが、訓練的な要素を含んだ保育をしており、時間があれば実習生もすることになるので、用意はしておいたほうがよい。
- b-33 実習に行ってから、突然、年少児に対して設定保育をするように言われたので、何でも良いから、用意して持って行った方がいいと思う。また、知的障害児に対する知識も少し学んでいけば、どんなことが楽しいかなどがわかり、より対応できるのではないかと思う。
- b-34 実習生であることを常に意識するような心持ちを維持して欲しい。
- b-35 肢体不自由についての知識を深めておくこと、設定保育の計画や歌・手遊びを考えておくこと良い。未満児と関わることもあったので、遊びを考えておくべきだった。とにかく笑顔を絶やさないことが大切。
- b-36 子どもたちが午前中には学校に行っているので、あまり子どもと関わっている時間が少なく、作業ばかりしていた。子どもとのコミュニケーションが全くないわけではないので、積極的に関わっていくといいと思う。
- b-37 子どもたちに話しかけたりしてもほぼ無反応に感じたり、拒否されたりして悲しくなってしまうこともあると思うけれど、その結果だけにこだわらず「なぜ嫌だったのだろう？」と考えることが大切だと思う。

### 〈障害者を支援する施設〉

- c-1 職員は親切。聞きにくいこと、言いにくいことも質問すれば答えてくれる。歩行訓練が多いので、歩きやすい靴がいいと思う。
- c-2 障害者施設での実習はきっと人生の中でとても貴重な体験になると思う。是非行って欲しい。
- c-3 障害者施設での実習は色々なことが学べて自分の貴重な体験になると思う。職員の方々もとても優しく受け入れてくれたため、また遊びに行きたい気持ちになった。幼児がいる場所ではないけれど、また違う一面に気付くことができ、この施設に行って良かったと思う。
- c-4 障害者施設へ行く場合は、「障害者だから」という偏見は完全に捨てるべき。「〇〇が出来ない」ではなく、「〇〇が出来る」という気持ちを持ち、関わっていくことが大切だと思う。
- c-5 援助（実習では介護という）をすることに一生懸命になるよりも、どうしたら入所している方が楽しめるか、どうしたら生活しやすいか、また、どうしたら自分も一緒に楽しめるかを考えて臨んで欲しいと思う。どんどん入所している方に関わって、楽しい実習が出来るようになって欲しい。
- c-6 事前に行く施設の利用者の抱える問題について学んでおく必要があると思う。
- c-7 障害者の施設は、最初慣れない環境の中に入るの、戸惑うこともあると思うけれど、利用者の方々は優しく、素直な方ばかりでとても楽しく実習をすることが出来ると思う。
- c-8 癲癇発作がある方もいるので、心構えがあると尚良いと思う。

- c-9 勤務時間は7時から19時までと長いけれど、利用者の方も先生方も親切で、苦になることはさほど無かった。利用者の生活の手伝いのような感じで、洗濯や食器洗いが主な仕事であった。利用者と積極的に関われば楽しく過ごすことが出来ると思う。
- c-10 普段ほとんど見ることの出来ない世界を見ることが出来、自分の価値観や人生観を思い返したり、変えたりする機会になると思うので、嫌だと思わずに頑張ってきて欲しい。
- c-11 生活の介助（最重度の方男女ともに）を行うので、心の準備をしておくと思い思う。
- c-12 日誌を書く際に、「介助」「補助」などの言葉を使わないよう指導された。そのような場合は、「支援」という言葉を使うとのこと。
- c-13 とにかく利用者の方とたくさん関わって、自分自身も楽しむことが大切だと思う。緊張はするだろうけれど、あまり構えすぎずにどんどん接した方が充実した実習を送ることが出来ると思う。
- c-14 一般常識や、授業の復習を行っておくと良いと思う。
- c-15 自分が実習させていただく施設について、良く理解してから実習に臨むことが必要だと思う。また、大人の方の施設に行く場合は、言葉遣いや礼儀に特に気をつけることが大切だと感じた。どんなに小さな事でもいいので、自分で「今日はこれが出来た」ということを毎日一つでも見つけると励みになると思う。

### 3. 施設実習評価表（モデルⅠ）

## 施設実習評価表

〇〇大学人〇〇学科

実習生	年 番		氏名			
施設名			施設長名		印	
			指導担当保育士名		印	
実習期間	自 平成	年 月 日	実習日数	日	遅刻回数	日
	至 平成	年 月 日	欠席日数	日	早退回数	日
実習評価項目		評 価 (該当欄に○印をつけてください)			備 考 (気づいたことを自由に記入してください)	
		大変良い	実習生と して適切	努力を 要する		
実 習 態 度	責 任 感					
	協 調 性					
	積 極 性					
	礼儀(言葉づかい、態度)					
	探 究 心					
基 礎 技 術	施設への理解と知識					
	個人指導への配慮					
	集団生活への配慮					
	生活環境への配慮					
	指導内容の理解					
総 合 評 価						
(実習生に関する所見、注意事項、その他お気づきの点があればお書きください)						

施設実習評価表（モデルⅡ）

施設実習評価表

〇〇大学人〇〇学科

実習生	年 番 氏名							
施設名				施設長名		印		
				指導担当保育士名		印		
実習期間	自平成	年	月	日	実習日数	日		
	至平成	年	月	日	欠席日数	日		
				遅刻回数	日			
				早退回数	日			
実習評価項目			評 価					備 考 (気づいたことを自由に記入してください)
			(該当欄に○印をつけてください)					
			秀	優	良	可	不 可	
実 習 態 度	責 任 感							
	協 調 性							
	積 極 性							
	礼儀(言葉づかい、態度)							
	探 究 心							
基 礎 技 術	施設への理解と知識							
	個人指導への配慮							
	集団生活への配慮							
	生活環境への配慮							
	指導内容の理解							
総 合 評 価								
(実習生に関する所見、注意事項、その他お気づきの点があればお書きください)								







メ モ

## 5. 全国保育士会倫理綱領

(全国保育士会では、「全国保育士会倫理綱領」を策定し、全国保育協議会協議員総会(平成15年3月4日)、及び全国保育士会委員総会(平成15年2月26日)でそれぞれ採択された。)

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任を持って、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会を作ります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するように努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークの自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それに代弁して行くことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会

2017年4月1日

## 施設実習ガイドライン

第一版 2008年2月22日

第二版 2013年2月15日

第三版 2017年4月1日

編者 全国保育士養成協議会北海道ブロック協議会

### 【第一版・第二版】編集

委員長 後藤昌彦（藤女子大学）  
西塔正一（釧路短期大学）  
三上正明（旭川大学短期大学）  
重野淳子（光塩学園女子短期大学）

出筆者 後藤昌彦（藤女子大学）  
西塔正一（釧路短期大学）  
三上正明（旭川大学短期大学）  
重野淳子（光塩学園女子短期大学）  
安井睦（札幌乳児院）  
丸尾正志（多機能型グループホームかおり）  
和田敏幸（ひかり学園）  
遠藤光博（ノビロ学園）

### 【第三版】編集

委員長 松田賢一（函館短期大学・北海道ブロック副会長）  
小川恭子（藤女子大学）  
勝井陽子（北翔大学短期大学部）